

第48回平成24年12月与謝野町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成24年12月18日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時19分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	赤松孝一
9番	家城功		

2. 欠席議員(1名)

17番 今田博文

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久 (午後欠席)
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | | |
|-------|-------------|-----------------------------------------|---------|
| 日程第 1 | 議案第 1 1 5 号 | 宮津与謝環境組合の設立について | (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 1 1 7 号 | 与謝野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める
条例の改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 1 1 8 号 | 与謝野町営住宅等整備基準条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 9 号 | 与謝野町営住宅条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 1 2 0 号 | 町道路線の廃止について (比丘尼線) | (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 1 2 1 号 | 町道路線の認定について (比丘尼線、堂尻波止場線) | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 1 2 2 号 | 平成 2 4 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 6 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 1 2 3 号 | 平成 2 4 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号) | (質疑) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

総選挙も終わりました、議員各位におかれましては、それぞれの立場で、何かとお忙しいことだったと思います。本日より、また、議会のほう、一生懸命に自由闊達な討議を期待をしています。

本日、今田議員より欠席の届が出ております。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第115号 宮津与謝環境組合の設立についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番(伊藤幸男) おはようございます。

それでは、質問をさせてもらいたいと思っています。懸案の一つの課題だというふうに、本町にとっても非常に大きなテーマであったわけですが、いわゆる広域処理でございまして、連携しながらやっていくということで、宮津の施設がのうなると、のうなるといふか、もう期限が来たということで、いろいろともめたといふますか、こういう経過がありまして、改めて、こうして立ち上げて前向きに進んでいこうということで、具体的な内容が定められたということです。

これについては、いろいろと今までから質問もしてきているんですので、絞って質問を1点、聞いておきたいと思っています。既に実務段階で、いろんな取り組みはされてきていると思うんですけども、一番、この問題は、いわゆる場所の確定ですね、設置場所をどうするかと、これが非常に大きな課題だというふうに思っています。その点での検討の具体化はようになってきたかという点を課長でも、町長でもお答えいただいたらというふうに思っています。

議長(赤松孝一) 堀口副町長。

副町長(堀口卓也) 候補地についてのお尋ねだと思います。9月の議会でも一定ご説明をさせていただきましたが、この間、1市2町、各市町で候補地の選考を行ってまいりました。広域ごみ協議会に提出をされました候補地の合計は5候補地でありました。この候補地の中から適地としての妥当性を判断するために、立地条件や経済性などのデータ面から慎重に比較検討し、絞り込みを行った結果、宮津市域の1カ所を最終候補地として選定したところであります。以上でございます。

議長(赤松孝一) 伊藤議員。

7番(伊藤幸男) 現段階では、どうも今の答弁を聞いてますと、公表することは、いささかちょっと抵抗があるのかなというふうに考えておまして、ぜひ、有効な場所なんでしょうしするので、この時期、全域的にという言い方をすると失礼かもしれませんが、なかなか適地を確保するのは難しいというのが実情なわけで、そういうふうに協議が進んでいることについては非常に歓迎しているところです。

最後に、もう1点はですね、これは別に質問というか、希望的な点なんですけれども、こうして組合をつくっていただいて、いわゆる1市2町になりますか、組合をつくっていただいて、事務組合という形で運営されてくるわけなんですけれども、前回は、私の思いからしますと、前回の同じような形なんです、実は組合をつくらなかったわけですね。宮津に委託をして、宮津が業者に委託をするという、繰り返し言ってきましたが、ダブル委託で、なかなかその中身についてですね、議会の中で検討するとか、指摘をするとか、提案するとかいうこと自身が、なかなか届かない、非常に残念な形で、私自身も、あれを立ち上げの段階で繰り返し言っていたわけですが、残念ながら、そういう形にならなくて、見えなかったわけですが、これ一層、情報公開というんですか、開示をしていただいて、みんなの、そうした意見をですね、議会も含めた住民の声が届くような形で、ぜひ運営していただきたいというふうに思っています。

この点でお考えがあったら、お答え願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今までおっしゃるとおり、宮津市の施設を改良して、そして、その負担については、それぞれの市町が出して、そして、その運営については、宮津市にお願いをして委託という形で進めてきました。さらからはなかった、途中からということもあって、そういう形でしたけれども、今回は、やはり土地の選定から、また、予算的なこと、全てを考えていきますと、一部事務組合ではありますけれども、やはりそこできちんと議員も選ばれ、その議会の中で論議ができる。そういう場をつくり、透明化といいますか、中身がよく、住民の方にもわかるような形であるべきだというふうなことで、ぜひ、一部事務組合を立ち上げ、そして、それが受け皿となって、今後の事業展開もしていけるような形をということで、皆さん、意見が一致した形で今回、一部事務組合を設立させていただこうという運びになりました。

それぞれ、いろいろなメリット、デメリット、あろうかと思えますけれども、思いとしては、できるだけ、そうした中で論議がされた中身が、やはり多くの住民の方にも見ていただける、そういう形をとるのがいいんじゃないかという判断でございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、町長も答弁されましたが、繰り返しになりますけれども、宮津に委託して、それを日立系の企業に再委託するということですね、例の電気集じん機でしたかね、バグフィルターのところが傷んだときも非常に莫大な金を使ったという経過が、私自身、非常に不信の一つだったんです。そういう点からすると、今、町長、答弁あったように見える形という形で運営されるということ自身は、大きな、私は運営上の前進だろうというふうに、形としてはね、いうことですので、大いにそういう期待に応えるような、公開された形で進めていただきたいというふうに思います。

今、候補地問題は、なかなか難しいわけで、そういうことはデリケートなんです、ぜひ、そういう運営を貫いて、目標をやり遂げていただきたいと思っています。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑ありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、ごみ処理の問題について2、3質問をさせていただきます。

この問題は、それこそ大変難しい問題だというふうに思いますけれども、きょうまでおくれた

ということが大変心配だなということです。ただ、今から私が質問する中で、地元との関係もあるでしょうし、いろいろと答弁しにくいことがあれば、その辺は今後の、スムーズに進みますようにファジーな返事になってもやむを得ないかなという中で質問をさせていただきます。

まず、最初に年限の問題ですけれども、宮津市が発表をされまして、毎年、更改をしていると、契約について、そこで新聞では24年度までですか、24年度までですね、26年ですか、14年で26年ですね、平成26年度までが地元との最長の年限だということで新聞報道をされております。そこで、今度は27年に着工を目指す、そして、平成30年に完成がしたいということで宮津市の発表がなされております。

もともとが、大分老朽化しております。その中で、新聞でも老朽化している中で大丈夫なんだろうかというような、そういうニュアンスの記事も出ております。地元との交渉が、今の、この計画の中で1年、1年の契約にはなろうと思うんですけれども、進めれるという前提だということふうに思うんですけれども、その辺のところの確約、宮津市と波路地区との契約は、どのような格好で進んでおるのか、まず、その点をお尋ねします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 宮津市の波路の自治会とのお話ですけれども、例年、年明け1月に自治会の新年総会がございます。その場で延長についてのお願いをするということでもあります。もうしばらくしますと、また、年が変わりますので、また、宮津市のほうで地元のほうへお願いに行っていただけということでもあります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 当初、平成19年までの契約で、その後は年次契約、毎年、契約になっておるわけですね。それで今、副町長から答弁をもらたんですけど、毎年の契約の、いわゆる完成が、今の目標としては30年というのが、一応、目標になってますわね。それまでのことについては、地元と話をされておるのかどうかということを明確にお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、議員がお尋ねのようにマックス、26年度じゃなくて、26年3月末、年度で申しますと25年度末がマックスの期限であります。先ほど申し上げましたように、以前は複数年の更新でありましたけれども、たしか、この2年ほど前からは単年度、1年度の更新ということで、この間、進んでまいりました。先ほど申し上げましたように1月に新年総会があって、そこで正式にはお話がされるわけですけれども、この間、宮津市長が地元のほうに入っておられる中で、今、鋭意、取り組みを進めておるといってお話と、26年4月以降についてもお願いをしなければならないということは、この秋のお話で、地元のほうにはお伝えがしてあるように伺っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 地元のほうは前から結局、あとの候補地なり、あとの完成予定がしっかりと確認ができれば1年ごとの更改をとというようなこともあったと思いますので、その辺はいずれかの格好でクリアをしていかなければならないということやと思うんですけれども、あともう1点は、結局、この施設については、先ほど言いましたように、随分老朽化しておるわけですね。本当に27年に着工して、30年に完成するという、その30年ですね、30年まで、今のままでもつ

のかどうか、そういう確認というたらおかしいですけれども、施設についての精査は十分になされておるのかどうか、また、もし修理等が必要であるとすれば、それまでに、いかほどの修理というのか、補強というのか、それくらいのことについての積算はされておるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ご質問にお答えをいたします。新しい施設が平成30年に完成ということで、今あります宮津市の清掃工場は、どうしても30年までは引き続き運転をしなければなりません。そのための費用としましては、業者のほうからの見積もりが上がっております中で、年間1億円程度の事業費ということで見積もりは上がっております。でも、その取り扱いですね、どういうふうな形で今後、整備をしていくかということも含めまして、宮津市のほうで精査をされておるということでございます。

ですから、必要な整備は当然ながらさせていただき中で、平成30年までを延命化させるというふうなことになるかというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 今の答弁ですと、30年までもたせるために年間1億円ということのようすけれども、今の時点での見積もりなんで、恐らくもう少しかかってくる可能性も十分あるのかなというふうに思うんですけれども、そこで負担金の問題ですね、この負担金の中では、いわゆる人口割、それから施設が動き出したら、ごみの量割というような格好になっておりますけれども、これは副町長のほうかどうかわかりませんが、従来、その一部事務組合については、平等割というのが必ずついて回ったわけですね。ところが、結局、今回については、人口割、それからごみ量割、結局、いわゆる受益者負担というのに重点が置かれたわけですね。その平等割が、なぜなしになったのか、平等割というのは必要ないということかもわかりませんが、この辺については、私はちょっと不自然な感じがするんですけれども、その点についての説明をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員からご質問がありましたように、この間、広域で取り組んでいます事業、それから一部事務組合などにつきましては、負担金の計算に当たっては均等割があつて、残りを人口割でとかいうパターンが多かったわけでありまして、今回は、いわゆる均等割の考え方が示されていないというご質問ですが、この間、協議会の中では負担金のあり方について、相当、時間をかけまして議論をいたしました。最終的に今、申し上げましたように、均等割はいただかないということになりました。これは1市2町全体に占めます伊根町、伊根町の人口は5.3%であります。それから、可燃ごみの処理量、これは全体の4%、人口では5.3%、可燃ごみの処理量では4%ということで、宮津市や与謝野町に比べて極端に少ないということから、最終的な結論としましては、均等割をなしとするという結論に至ったものであります。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） そこで、今、こうして事務組合が、来年の4月から立ち上がるということで、この条例が生きてくるわけですね。組合の規則がね、その中で結局、先ほど朝倉課長からありましたように、いわゆる毎年、1億円ほどかけて修理をしていかなければならないと、この分につい

ては、30年までについては従来の負担割合でやるということなのか、それとも今度、新しい規約ができる、その中で運営されるのか、その点もはっきりとお願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 現在の宮津市の清掃工場につきましては、新しい施設が完成をしまして、その宮津市の清掃工場を閉鎖するまでの間は、これまでどおり1市2町の負担で宮津市が管理運営を行っていただくと、今、ご提案申し上げております、この環境組合は、これから設置をします新しい施設について管理運営を行っていくことといたしております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） あと管理者やら会計責任者のこと、宮津市という格好になっております。これは、私は、やはり候補地が決まってから決められたらいいのかなというふうに思っておったんですが、新聞では25年度に候補地を決定をするということでした。先ほど伊藤議員の答弁で一応、宮津市の中でということで副町長、言われました。もうあら方新聞発表をされた後、なおかつ進んできたのかなというふうに思うんですけども、その宮津市の候補地ということの一つに絞りかけてきておるということを現時点で、もう公表されてもいい状態なのかどうか、その点をちょっと確認をしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど伊藤議員のご質問にお答えをいたしましたように、1市2町から持ち寄りました候補地が5カ所ございました。その中で最終的に絞り込みを行った結果、宮津市域の1カ所を最終候補地として選定をしたところであります。

現在は、候補地となる地元や関係者へ今後、順次、ご説明が行えますように協議会で準備を進めておりますので、具体的な地名までは申し上げられませんが、準備が整い次第、できる限り早期に地元や関係者にご説明の場を設け、また、議会のほうにもご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 宮津市という格好でお世話になる、大変ありがたいことだというふうに思うんですが、そこであと1点、ちょっと念を押しておきたいのは宮津市の方々から、結局、宮津市という候補地になったときに、いわゆる天橋立を、今、世界遺産という格好で動いておると、その世界遺産の景観を損ねる、いわゆる天橋立の松並木を中心に、その施設が見えると困るのやないかなというような声もお聞きしたことがあったんですけども、そういう点については十分に、先ほど、いろいろな条件を精査した結果、そこがいいだろうということで一つのところに絞られてきておるということだったんですけども、そういうことも精査をされた中で候補地を、ここにお願いをしようかなということになったのかどうか、この点も確認をしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 景観に配慮したかというご質問であります。議員が、ご指摘のように天橋立のことももちろんありますけども、天橋立以外につきましても景観という問題につきましては、候補地の選定に当たって十分に検討をさせていただいたつもりであります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） いろいろと大変お世話さんです。今の完成年度、いわゆる平成30年というのが

1年でも早くなるように努力していただきますようお願いをしまして、私の質問を終わります。
議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） ただいま井田議員のほうから、現在の宮津市にある広域の焼却炉の今後の運営について質問がありました。これについては、委員会の中でも質問があり、答弁をいただいておりますが、もう少し今の答弁を聞いていまして必要だと思いますので、質問させていただきます。

大事なことは、ちょっと両面あると思うんですが、片面でいえば、取り上げられましたように、その間、もつように修繕をしていただくということが必要です。もう一方の面からいえば、新しい焼却炉をつくるということで、その後、廃炉にするわけですから、過剰な投資にならないような、そういう取り組みが、視点が必要だろうというふうに思っています。それで通常の保守点検、あるいは修繕、こういうことと、こういう施設については、何年に一遍かの大規模な修繕が必要になるというふうなこともあります。この二つの面で、必要な修繕と大規模な修繕の経費をいかに低く抑えるかという、この両面から、この焼却炉の今後の運営は担っていただく必要があるというふうに思います。

最初に、まず、お聞きしたいのは、今回の、この組合議会設立によって、現在の焼却炉の運営については、今までどおりということは、今、委員会でもお聞きしましたし、今も答弁ありましたが、この組合議会の本来の趣旨は、この1市2町のごみの焼却について安全で、そして、利便性を持って焼却を今後、続けていくために取り組まれるわけで、そういう趣旨からいえば、現在の焼却炉が全く関係ないという、そういうことには、なかなかならないのではないかと、当然、新しいものをつくるまでに、現在の焼却炉を維持するために組合議会という意味ではなくても、与謝野町として、今までどおり宮津市に、もうお任せしているということよりも、もう少し現在の焼却炉について、今まで以上にどういう状況で、どういうふうにすれば、今、言ったようなことが形で運営できるのかという点について、前向きに積極的に取り組んでいただく必要があるのではないかとこのように思っています。

委員会の中では、今まで、先ほど1億円の見積もりがあると言われてましたが、宮津市では必要だと言われていた修繕費のうち3分の1と言われてましたかね、ぐらいいし予算化されてなくて、修繕がされてないという報告がありました。そういう点から考えれば、先ほど言いました2点の両面から必要な修繕については、きっちり予算化して修繕していくと、そして、大規模にならないような形では、さらにもっと通常の修繕が必要になるのかどうか、そういう検討を宮津市任せではなくて、与謝野町としてしっかり連携して、把握していただく必要はあるのではないかとこのように思っているわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えいたします。実際には、宮津市清掃工場の最終的な修繕等のご判断は宮津市さんのほうでなされるものというふうに思っております。しかし、新しい施設が完成するまでの間は、私どもの町もですし、伊根町もですし、当然、宮津市さんもですし、その施設を使っていけないといけませんということの中で、以前、私どものほうから、もし平成30年までもたせるためには、どういった方策を考えておいでかということをお尋ねもさせていただく中で、先ほどの業者からの見積もりということで1億円というふうなお話が

あったところでございます。

必要な修繕ですが、議員おっしゃいました大規模な修繕ですね、大規模な修繕につきましては、通常ですと施設が完成してから15年周期で行うといいますが、あと15年もたせるために、とても大きな、全般的な施設の改修を行うわけですけども、いうふうなことも含めての話になるかなというふうに思っております。ところが、もう既に平成30年ということで、今の時点で申し上げますと、平成30年が目標ですので、それに向けて大規模修繕ということはあり得ないというふうに思っております。そこまで延命化させるために必要な修繕を順次、行っていただくというふうな形になろうかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 大規模な修繕が必要にならないようにするためには、通常の保守点検をしっかりしていただくと、必要なことはきっちり予算化してしていただくということが必要だと思っておりますが、委員会で聞いた中では、そういう点で、できるだけ、その予算を少なくという形で、今まで運営されてきたというふうなことも聞いていますので、その辺はしっかりと、そこを見据えて取り組んでいただく必要があると思います。

副町長にお聞きしますが、先ほど言いましたように、この組合議会は新しい施設だけなんですけども、そういう形で1市2町での協議は、もう常時されているわけで、その中で、今のような問題についても、必要なことについては、しっかりと連携して話し合いをしていくというふうなこともしていただく必要があるだろうというふうに思っています。

それは今までのやり方とは、ちょっと違う形で、さらに突っ込んでしていただく必要はあるんではなんいかというふうに思いますが、その点だけ確認しておきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） この間、協議会では、先ほど議員がおっしゃいましたように、新しくできる一部事務組合では、新しい施設の管理運営をやっていくと、現在の焼却施設については、従来どおり宮津市さんが管理運営をしていただいて、必要な財源は1市2町で分担をするというところは確認をいたしております。

それから、先ほど来、お話がありますように、現在の施設の必要な改修は進めていかなければなりません。30年度、新しい施設が稼働できるようにという目標で現在、やっておりますけれども、それまでの間は是が非でも、もたさなければならぬ。議員が言われますように、過剰な投資にならないように、二重投資にならないようにということは、十分、配慮をしなければならぬと思っております。新しい施設につきましては、非常に莫大な事業費になりますので、それに加えての保守費用が過剰にならないよということは今後、十分に気をつけていかなければならぬというふうに考えております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第115号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第115号 宮津与謝環境組合の設立については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第117号 与謝野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) それでは、1、2点、質問をしたいと思っております。委員会で説明を受けてから、この準用河川の台帳をいただきましたので、そのことも含めてお願いしたいと思っておりますが、この地域の自主性及び自立を高めるということで、河川法が改正をされたということなんですが、通常、あとの住宅との絡みもあるんですが、ほかのところを見ておられますと、大体パブリックコメントを求めているところが多いんですが、これについては担当課の考えをお願いいたします。

議長(赤松孝一) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) お答えをしたいというふうに思います。確かに大きな市のほうでは、そういったパブリックコメントをやられているところがございます。ただ、これの中の一番最後の43ページ、いわゆる消火栓の特例というのがございます。この消火栓の特例につきましては、高水流量が1秒間に約100トンというふうな格好、100トン未満の部分が消火栓の関係というふうになっております。この準用河川の部分につきましては、全部で45河川、与謝野町にございます。この部分が、いわゆる計画高水流量が100トンに達するのかどうかというふうなことがございますけれども、今、この45河川の部分を調べてみましても、この100トン未満というふうな河川になってございまして、いわゆる消火栓の特例が使えるのかなというふうに思っております。ここで、こういう格好で出てきておりますので、いわゆる大きな町がやっておられるようなパブリックコメントの部分につきましては、今回、省略をさせていただいたというようなことでございます。

議長(赤松孝一) 勢旗議員。

15番(勢旗 毅) 今、課長のほうから、私、お尋ねしようと思ったんですけど、この45河川について、ほとんど、この75条にあります消火栓の特例に入らないかなということでお聞きをしたんですが、以前は、この準用河川の指定を受けていないと、その補助対象で事業がやれないという部分がかかなりあったんですが、現在では、そこのところはどうか。

議長(赤松孝一) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) ご質問にお答えをしたいというふうに思います。確かに準用河川の補助事業とい

うものがございます。特に今、旧野田川町さんと、また、旧加悦町のほうで行いました明石川の改修につきましては、この準用河川の補助の部分を使わせていただいております。しかし、近年、特に環境を配慮したというふうな点が、今の準用河川の部分につきましては、言われておりました、その部分からいきますと、たくさんの用地買収をしなければならないというふうな状況になっております。また、補助の部分につきましても3分の1が補助というふうなことになっておりますので、今後につきましては、やはり将来の維持管理、どうしていくかというふうな問題が、非常に町としてウェイトが高いのかなどのいうふうにしておりまして、この部分を使うか、使わないかというふうな部分につきましては、今後の維持管理も含めて調整をするべきなんかなどというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、最後にですね、今回、与謝野町も、こういう条例を持つわけですが、この条例の考え方は、いわゆる政令と変わってないという考え方で理解したらよろしいか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。今おっしゃいました国の参酌基準をもとにしてつくらせていただいておりますので、ほとんど国の基準を、そのまま準用させていただいておるといような状況でございます。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、117号議案について、今、勢旗議員があら方、お聞きされましたので、1点のみになりますがお尋ねしてみたいと思います。河川の整備等は山間部の我が町で非常に重要なことだというふうに、安心・安全の上からも思っておりまして、先ほどの名簿ですか、準用河川が45本あるということ。これが全て旧加悦町と旧野田川町の部分で、旧岩滝町の部分が、ほとんど入っていないというようなことは、どういう理由なのかなということがちょっと気になりましたのと。それから、もう1点は、準用河川にならないのは普通河川というふうに呼ばれているようですが、普通河川でも、この河川法の準用河川の適用を受けないものであっても、市町村が必要と考えたとき、条例などで河川範囲を独自に指定し管理しているというように、あるものの説明ではなっているんですが、こういう独自に河川を町が指定して管理しているものが、あるのかなのかということについて、お尋ねをいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。まず、最初に岩滝地域がなっていないというふうな部分につきましては都市計画区域に入っておりまして、いわゆる幹線水路というふうなものを、また、岩滝地域の部分につきましては別の、そういった水路形態を持っておりまして、その部分がございますので、今の、この準用河川の中には入ってございません。

それから、もう1点、普通河川の関係についてお尋ねがございました。今、この普通河川の中で指定をさせていただいているというふうなものはございません。ただ、私どもが整備をするというふうな段階になっていきますと、一定、例えば、どのような雨量の基準をもとにしてやっていくのかというふうなことは、いわゆる検索するべきなのかなというふうにしておりまして、

それらも含めて、ある程度の流量を賄うと。それには、そういった雨量の基準をもとにしての計算式がございますので、その部分を準用させていただいて整備をさせていただいておるというのが、今の実態でございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 岩滝地域の準用河川についてはわかりました。あとの分の普通河川についてですが、先ほど勢旗議員も質問されたんですが、それでは今の説明は工事をする段階になって、ある程度の流量があれば、指定をして補助金の対象になるようにしながら、整備をしていっていると、こういうことでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。普通河川の部分につきましては、今、準用河川から上の部分しか補助の対象には、国の基準としてはなっていないでございます。ただ、町が直す場合というふうになってきますと、当然、例えば、未来づくりの補助金をいただくとか、そういった制度があるのかなというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 普通河川においてもですね、補助がなくても、やはり生活に密着した部分もありますので、ぜひ、状況に応じてですね、整備をしていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、2、3、ちょっとお尋ねいたします。私も提案説明の中で、出てきておったん違うかなと思うんですけど、提案説明のときにちゃんと聞いてなかったということも含めて答弁をお願いしたいというふうに思いますが、国の、国交省の基準があつて、そして、今度、各自治体でということなんですけれども、先ほども勢旗議員の質問に従来の、ほとんどかわらないというような答弁もありました。この一番大きな目的は、私が勝手に言った、国の基準があるんだけれども、それ以上に、極端な言い方をすれば、それ以上に、それぞれの自治体で、自分とこを守るために、いわゆる構造の技術的基準を高めて、それで、もう一つ言えば、国の基準よりも低い基準はだめだということかなというふうに思うんですけれども、ちょっとその辺の説明からお願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今の、今回、準用河川の管理施設等の、いわゆる技術的な基準を定める条例といいますのは、先ほど、この間、説明をさせていただきましたように、いわゆるダムだとか、それから伏越工の部分までの第2章から第9章の部分につきまして、構造的な基準を定めさせていただいております。これは町が独自に基準をやろうと思えますと、できないことはないわけですが、それをやっておりますと、大変たくさんの時間がかかってくるというふうな状況でございますので、いわゆる京都府も含めてでございますけれども、地域として、この第一次一括法といいますのが、地域の特性を踏まえつつというふうなことがあるわけですが、なかなか技術的な基準までというふうなことを町が独自に設定する

というふうなことは、なかなか難しいというふうな状況でございます。

ましてダムだとか、あるいは、例えば、水門だとか、樋門だとか、今この与謝野町の中では、例えばダムだとかいうふうなものはございませんけれども、一定、そういうふうな、将来、どういう格好になるかわかりませんが、そういった部分につきましても、一定、対応できるような、いわゆる技術的なことをしておくのがベターではないかというふうに思っております、今回、国の基準を準用させていただいたというふうなことでご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） もう一度、ちょっと念を押しますけれども、ということは、国の、先ほど言いました国の基準よりも低い基準はだめだけれども、国の基準よりも高い基準を、この条例の中に入れるということは可能というか、逆に言えば、そういう格好で、それぞれの独自の町で、独自の村で、結局、安全を確保しなさいというようなことは入ってないということですか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今の国の基準よりも、さらにレベルアップというふうなことは考えておりません。そこまでやろうと思えば、もっと一定程度の専門的な知識が必要だというふうに思っておりますし、例えば、その基準が本当に正しいのかどうかということを一々、町のほうが検証しなければならないということになってまいりますので、今そこまでのところを、今、町としては求めなくてもいいのではないかというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 今の答弁で、その言葉を素直に受け取ると、いわゆる国の基準があるわけだから、そのとおりでいいんだということで、ここに書いてあります、いわゆる地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るといふ、この言葉は、私は、どういうふうに理解をしたらいいのでしょうか。わざわざ国があるから、わざわざつくらなくてもええやつをつくるというふうに受けとめるんですけども、その辺の説明をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。確かに、その意味では国に準用するというふうなことは、議員がご質問されることも一定は理解はしています。ただ、町が独自に基準を設けるといふふうになってきますと、なかなか、いわゆるその項目が正しいのかどうかというふうなところまで突き詰めていかなければ、この基準というのはなかなかできないというふうな状況でございます。

したがいまして、今、この河川管理施設の構造の部分につきましては、国の基準をもとに、今回、出させていただいたということでご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） ということは、国の基準どおりやるのであれば、何も、こうして難しい、私ら読んでもわからんような条例をつくる必要が、ないんやないかなというふうに思います。それから、要は結局、私、聞こうと思っておったのは、結局、新しい条例ができて、今の与謝野町の構造物、河川に対する構造物は、全てクリアしておるんでしょうかなということは、国の基準でこれまで

やっておる。与謝野町の基準をつくると、与謝野町の基準をつくるのであれば、私は少しはレベルアップした安全対策が考慮されておるのかなと、それにクリアしておるんですかと聞こうと思ったんですが、聞く必要がなしになったわけですね。国の基準どおりでやるということであれば、その辺のところは、どうなのか、このままで京都府の中も、そういうふうな格好でということでしたけれども、何のために、この条例を提案するのか、もう少しちょっとわかりやすくお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今回、建設課のほうでは、大体、約10本ぐらいの、この第一次一括法の関係で、いわゆる新たに条例を制定しなければならないというふうになっております。確かに地域の自主性ということは、よくわかるわけですが、この今の構造的な技術指針ということになりますと、相当、今、議員がおっしゃいますように今の技術基準より、もっと上のものを目指したらどうだというふうなことがございますけれども、やはり一定の、国としては、今までのずっと歴史の中で、この技術指針を、あるときには改定し、あるときには、かなりレベルアップをしてきたというふうに思っております。そういう意味で、この今の構造的な技術指針というものは高められてきたというふうに思っております。

それから、先ほどおっしゃいましたように、それなら、どうして、こんな出さんなんのかというふうなことでございますけれども、それはまた、原点に戻りまして、いわゆる第一次一括法の関係で、国の基準は国の基準として、町でも、そういった条例を制定しなさいよというふうになってきたというのが今の実態でございますので、今の、そういう話からいきますと、やはりこの基準がないと、ほんなら国としては今の、国は国の基準ですよということだけの話になってきますので、そういう意味で今、今回、条例の上程をさせていただいたということでございますので、その点につきまして、ご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 要は国の基準があるからというんやなしに、それぞれの自治体で条例をつくって、自分たちもちろんとしますということを公にしなさいというようなとり方しか、私はできません。そういうふうにとっておきたいと思います。

そこで、ちょっと以前のことなんですけれども、課長に天井川のことを、京都府と滋賀県が多いということで、与謝野町にも云々という話があったときに、課長の答弁の中で、与謝野町の中にも天井川に近いというのか、天井川的なものかという答弁が、この席であったと思うんです。今、京都府から見ますと、与謝野町には天井川はありませんということになっておるわけですね。そのことをはっきりと、ここで一遍、また言うといっていた方がいいんじゃないかなということ。

それから、あと天井川ではありませんけれども、我が町にもかすみ堤防があります。この条例の中にもかすみ堤防が出てきております。いわゆる私は、やはりかすみ堤防というのは、ある地区を守るために、ある地区に被害が行く状態ということですね。そういう言い方をしたら悪いかもわかりませんが、結果としては、そういうことなんです。このかすみ堤防というのは、やはり一旦、切りをつけるべきではないかなと、水害が、特定のところに水害が集中するというのがかすみ堤防、そのかすみ堤防が、今、与謝野町の中に何箇所あるのか、そして、私が言うた

ように、改良をするということは、できないのかどうか、その点についてお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。先ほど天井川の話がございました。丹後土木事務所のほうにお聞きをしますと、今の与謝野町にある二級河川の部分につきましては、いわゆる天井川はないということでございます。

それから、今の準用河川の部分につきまして天井川らしき河川があるというのは、私が知っている範囲の中では1カ所はございます。

1 3 番（井田義之） あるの。

建設課長（西原正樹） あります。それは区間全部が、そうではなしに、一定整備ができた部分につきましては、そういうことにはなっておりません。ただ、いわゆる河川の河床よりも低いところに地盤があるというふうなところがあるというふうに思っております。その部分につきましては、今後、改修をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、かすみ堤防の話がございました。これなくすか、なくさんかというふうな話でございますけれども、今、かすみ堤防がある部分というのが二級河川の野田川の部分だというふうに理解をさせていただいております。私が知っている範囲の中では2カ所ぐらいあるのかなというふうに思っております。それをなくすかどうかということでございますけれども、これは今の、私どもがどうのうこうのという話ではなしに、京都府さんのほうの管理河川でございますので、町が、この部分をなくしたらいいとか、そういうふうなことは、ちょっと申し上げるべきではないのかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） そのかすみ堤防が2カ所あるということなんですが、従来の田畑と宅地の関係で、いわゆるかすみ堤防を設けられたところについては、従来は家はないところ、家がなくて、いわゆる田んぼとか畑を遊水池帯と、遊ぶ水をためるところという格好でかすみ堤防というのがつくられたというふうに、私は理解しております。

今は、そこに今度は住宅が建ったり、いろいろとしてきておるわけですね。だから、かすみ堤防があるために、そこに集中的に被害がいくということについては困る時代になってきておると、時代の変革とともにというふうに、私自身は思っておりますので、京都府ともゆくりとまた、話し合う機会があれば、相談をしておいていただきたいなということだけお願いをしておきます。

それから、天井川の関係ですけれども、せっかくこうして準用河川の台帳を配られております。どの川と、どの川とが可能性があるのか、ナンバーで言うてもろたら、皆さん、わかりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） すみません。その今の資料を持ってきてございませんので、名前で言いますと、明石川の部分が一定、天井川がございます。その部分が一番長いかなというふうに思っております。今、地域のほうからも河川改修をというふうな話がございまして、地域のご同意も得られまして、今現在、測量と設計をさせていただいておりますというふうな状況でございます。

それから今、私が一番、その部分が、いわゆる天井川というふうなことでございます。

1 3 番（井田義之） 明石川、1本。

建設課長（西原正樹）　そうです。

議　長（赤松孝一）　井田議員。

1 3 番（井田義之）　その天井川も本当に怖い状態が起きてきますので、地元の方々とよく相談をされて、できるだけ早く解消ができるような、していただけたらありがたいというふうに思います。
それから、ダムとかいうのは、もうこの条例の中に入っておる。与謝野町の中にはダムというのはないんですね。

議　長（赤松孝一）　西原建設課長。

建設課長（西原正樹）　お答えをしたいというふうに思います。2 3 ページのところにも第 2 章でダムというのがあります。この章の規定は、次に掲げるダム以外のダムについて適用をするということになっておりまして、いわゆる砂防ダムだとかいうふうなものは準用河川の中にもございます。ただ、いわゆる貯留ダムの関係につきましてはございません。

議　長（赤松孝一）　井田議員。

1 3 番（井田義之）　私は多目的のダムも幾らか入るのかなと思ったんですけど、入らないということですね、その中には、多目的ダム、大歳ダムとかいうダムは入らないということですね、わかりました。以上で、質問を終わります。

議　長（赤松孝一）　ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議　長（赤松孝一）　質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（赤松孝一）　討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第 1 1 7 号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議　長（赤松孝一）　起立全員であります。

よって、議案第 1 1 7 号 与謝野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩に入ります。

4 5 分まで休憩いたします。

（休憩 午前 1 0 時 3 4 分）

（再開 午前 1 0 時 4 5 分）

議　長（赤松孝一）　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、日程第 3 議案第 1 1 8 号 与謝野町営住宅等整備基準条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男）　それでは、町営住宅等整備基準条例の制定ということで、それに対する質疑を行

います。

私は、この間、住宅改修助成制度等の関連で、関連業者の皆さんや研究者の皆さんと話す機会がありまして、関係資料など、いろいろと読ませていただく機会がありました。よって、今回は住宅についての基本的な考え方について、中心に質問します。

一つ目は平成18年、2006年6月に不十分ではありますが、住生活基本法が制定され、また、翌年の7月には住宅セーフティネット法などが制定されました。この冒頭の住生活基本法の基本理念として、一つは国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給。二つ目、良好な居住環境の形成。三つ目、住宅購入者等の利益の擁護及び増進。四つ目、低所得者層、高齢者、子供などの居住の安定の確保などがうたわれています。建設課長は、この基本法についての概要はご存じなのか、お伺いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。いわゆる住生活基本法の関係でございます。今、議員さんがおっしゃいましたように、国民の住生活及び住環境が、どのようになっているのか。また、今後、どのような方針が適切なのかというふうなことが、いわゆる、その住生活基本法の概要だというふうに思っております。それはたしか国土交通省のほうも、そういった住生活の関係の調査をやっております、いわゆる5年に1回、そういった国民の皆さんのほうに、そのような調査をすることになっておりまして、たしか平成25年度が、このいわゆる調査の年度に入っているというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。二つ目の質問、また、この住宅事業においても、地域の温暖化や廃棄物処理、それから、防災・安全・安心、それから、社会福祉、地球環境など、いわゆる周辺の問題への取り組みが重要課題の中心の一つになっています。良質な住宅ストックというのは、ものとしての質だけでなく、周辺の環境や町並みの一つの重要な要素として存在するという社会的資産と規定しています。今回の条例案、制定ですが、こうした点は、どう反映しているか、課長に伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。この住宅等整備基準条例につきましては、1章から3章までうたわせていただいております。特に第1章の第2条では健全な地域社会の形成というふうなことをうたわせていただいております、その周辺の地域も含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して、整備するものとするというふうにさせていただいております。

したがって、一つ住宅を建てるというふうなことではなしに、いわゆる地域も含めた、そういった健全な地域社会に根差していくというふうなことを第2条でうたわせていただいているというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 三つ目の質問です。これまで直接、住宅政策に結びつかなかった分野も住宅政策と連携して進めていくことも大変大きな目標の一つであります。住宅地で起こっている犯罪や、また、地震、火災などの防災問題、さらに高齢化のもとで低所得者対策、少子化や子育て、教育の点での社会、福祉問題などは住宅政策と深く密着をしているのが現状です。また、木造住宅が

多い日本では、廃材が廃棄物処理の問題に大きく影響してきたわけですが、ストック重視、住宅ストックの重視という考え方は、つくって壊すのではなく、長い期間活用していくということですから、地球環境問題にも深くかかわっていることになります。この住宅環境の点で条例案はどういうふうに考えられるのか、お答え願えたらと思っています。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今回の整備基準条例というのは、新しく住宅を建てていくというふうなことを中心に基準条例を上程をさせていただきました。今、議員がおっしゃいましたストック重視というふうなことでございますけれども、これにつきましては、平成25年度に町営住宅の長寿命化計画というふうなものを立てていきたいというふうに思っております。

そこで、いわゆるつくって壊すというふうなものではなくて、いわゆる長い期間活用していただくというふうなことを、この町営住宅の長寿命化計画で触れさせていただきたいなというふうに思っております。そのことが今後の住宅の、いわゆる長もちをさせるというふうな中で補助を取りにいく一つの政策とさせていただきたいというふうに思っております。

したがって、今、25年度の新年度予算の関係でヒアリングを受けておりますけれども、ぜひ、この町営住宅の長寿命化計画につきましては、ぜひともお願いをしたいというふうに思っております。今後、これの部分につきましては、できるだけ補助の対象にさせていただいて、いわゆる少しでも単独費の持ち出しを少なくさせていただきたいなというふうに、原課としては考えているところでございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） わかりました。今、述べてきた二つですね、最後の二つの質問は、要約して言うと、地域社会とまちづくりにかかわる非常に重要な問題だということです。四つ目の質問に移ります。先ほど新しい時代の住生活基本法の理念を目指そうとしている、この目標について述べてきたわけですが、私は、この住宅業界で注目すべき変化を実は感じておりまして、それは住生活基本法の制定にあわせて住宅関係業者の皆さんが、その基本法の理念達成のために責任を全うしようとする。同時に改めて原点に立ち返って、国民、消費者の社会的期待に応えるために業界内でみずからの倫理憲章などをつくって、その社会的貢献、社会的責務を全うしていこうという動きが生まれているという点であります。言いかえますと、私は、これを本町に置きかえて、言いかえますと与謝野町での総合計画の商助規定、また、中小企業振興基本条例での理念に値するのではと、こういうふうに考えております。商工観光課長に伺いたいと思います、この点を。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えさせていただきますが、的確な答弁というふうになるか、わかりませんが、今、議員おっしゃいますように、この住環境の整備の部分で条例の理念という部分でございますが、条例をきっかけといたしまして、この産業振興会議のメンバーの中にも商工会の各部会のほうからも出席といいますか、参加をいただいております。その中で青年部の部員の皆様方の中では、条例をきっかけといたしまして、会社の経営理念などを、それぞれの会社、商店、そういう部分で、自分で経営理念を立ててみようというような動きもございます。また、建設業部会の皆様方も先日のオータムフェスティバルでも何か出店をして、皆様に喜んでいただき

たいというような思いから間伐材を利用されて、それで椅子といいですか、ベンチといいですか、そういうようなものを実際に展示をされておりましたら非常に好評で追加注文があるというような動きなど、それぞれ企業様が、商店さんが、いろいろと地域内といいですか、町内に目を向けていただいております動きも実際にされており、そういう動きでは、こちらも条例の部分で少しずつ浸透している部分もあるかなというふうに認識をいたしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。私が言いたかったのは、繰り返しになりますけれども、社会の変化といいですか、日本全体がそうなっているかどうかわかりませんが、少なくとも、そういう意欲的な社会貢献であったり、それから、地域貢献、そして、同時にセクションといいですか、業者は業者なりの社会的役割があるという自覚が、非常にやっぱり高まりを、その点では感じている。この点が言いたかった点です。

五つ目の質問ですが、これは議長にお断りせなありませんけれども、次の議案にかかわる点でもありますけれども、お伺いしておきたいと思っています。低所得層の家賃の問題なんです。ここは非常に課題があるとは思いますが、超高齢化になってきておまして、同時に若者世代まで、今の社会は、この地域も含めて低所得層がふえる、この中で市場動向に連動させる近傍同種家賃というのが一つの算定根拠に、国なんかでやられているわけですが、そうではなくて、収入に応じた制度に、システムに変えるべきではないかというふうに考えているんですが、この点でのお考えをお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、家賃のことが出ました。この後の住宅条例の一部改正の条例の中にも、そのような話が出てきますので、ここでお答えさせていただくのがいいのかというふうに思いますけれども、いうたら住宅に困窮する所得の低い世帯の部分につきましては、全国どこに行っても一定の入居機会が確保されるというふうなことが望ましいというふうに言われております。いわゆる、この部分が一般階層の部分に当たるだろうというふうに思っております。したがって、そういう意味合いからも、今、いろいろと一般階層の方と、あるいは裁量階層の方というふうな格好で、一つ線を引かせていただいて、それに応じた格好で家賃の算定をさせていただいております。したがって、今、この後、また、触れられるのかもわかりませんが、今の住宅の入居の状況を見ますと、大変、月額10万4,000円以下ぐらいで応募をしてこられる人がたくさんございますので、その点でいきますと、今の、そういうふうな低所得者の方に対する配慮というのは、させていただいておりますし、今回の条例の部分で、その部分が抜け落ちておるかということになりますと、いやいやそうではないですというふうなことを、私どもとしては今の状況も踏まえて、そういうふうにご考慮をさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、その点での努力を一層、やっぱりシフトといいですか、考え方を強化してほしいなというふうに思っています。最後になりますが、今、述べましたように高齢化で年寄りが急増する、この町で、どういうことが求められているのかという点が非常に大きな課題だと思います。高齢者は、今やもう3割、戦前、戦中、戦後の苦難の時代を身を粉にして働き続け、

家族や社会のために尽くしてきた人だと、高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治行政の重要な責任であります。日本の高齢者は年間所得200万円以下の世帯が37.8%、年間所得100万円未満の世帯も13.1%にのぼっています。国民年金だけを受給している人の年金の平均額というのは月に4万9,000円、女性の場合でいえば厚生年金の平均受給が月11万円です。生活保護受給者の4割以上が高齢者であり、自殺者の占める割合も、日本は世界でもトップクラスです。優遇されているなどと言う政治家がありますが、それどころか高齢者の貧困、生活破壊が社会の大問題になっているのが現状です。この町は、もっと私は進んでいるのではないかと考えています。

老人福祉法には、このように書かれています。高齢者は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な、安らかな生活を保障されると、このように明記されているわけであります。これにふさわしい条例になっているかどうか、課長の答弁を求めたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今のご質問も、この後の一部条例の改正の質問なのかなというふうに思っております。このことにつきましては、今の、うちの入居申し込みの状況についてでございますけれども、約77.4%の入居申し込みの方が、いわゆる政令月収が10万4,000円以下というふうな方が申し込みをさせていただいておりますので、それに沿ったというふうなことのひとつございまして、いわゆる一般階層の方でも15万8,000円というふうにさせていただいておりますので、その部分については配慮をさせていただいておるといふふうに認識をしております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 先ほど述べたようにね、やっぱり超高齢化社会を向かえてきているわけで、ぜひ、こういう住宅関連の施策も含めてですね、そういう立場を堅持しながら、ぜひ、努力をさせていただきたいということをお願いして質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） 建設課長に質問します。この条例が新しくつくられるということは、国の地域主権改革の一括法に基づいてつくる必要が生まれてきているということだと思っておりますが、まず、この条例化するに当たって、国では国交省ですか、参酌基準というのがつくられています。ざっと見た範囲では、ほぼ、その内容のとおりかなというふうに思うんですが、とりわけ、こういうところで与謝野町独自の文言等々のものが加えられているのかどうか、その点について、まず、お聞きします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今回の住宅の整備基準条例につきましては、国の、いわゆる参酌基準をもとにし、まして作成をさせていただいております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1番（野村生八） 先ほど伊藤議員が指摘されましたように、国の、こういう参酌基準を含めて公営住宅もかなり改善された内容になってきていると、こういう内容でつくっていただいたらですね、かなりいいものができるのかなというふうに思っています。

それで、先ほどもありましたけれども、この条例というのは、現在の町営住宅の管理という基準ではなくて、新しくつくるときの基準ということで、そのときだけに適用されるというふうに受けとめたらいいのか、その点はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） この内容を見ておりますと、いわゆる新しく住宅を建てるというふうなところの部分が記述としては多いというふうに思っております。特に今回の中で、日常生活の利便性を考慮して位置の設置を図ることとし、敷地の安全性に対しても対策を講じるというふうにさせていただいております。今回の今ある既存の住宅につきましても、野田川のハザードマップの関係からいいますと、一部、そういうふうな浸水の部分があるというふうに認識をしておりますし、その部分につきましても、新しく整備する場合については、そのようなどころではなしに、新しいところに行っていくとか、あるいはまた、地上げをするだとかというふうなことになるので、その点からいいますと、この今の、今回、出させていただいたというのは、新しい、例えば住宅を建てる場合というふうなことが、やはり主におかれているというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、主におかれているというふうに言われましたので、単に新しいものをつくるときだけではなくて、町営住宅全体の基準という意味合いも含まれているのかなというふうに思っています。今回、今までは国にあって町にはないので、町民には、なかなか目に触れないという内容でしたが、条例化されるということで、町民に目につく、見える状況になったということがあります。そうなりますと、現在の町営住宅と、今後、つくろうとする、この内容の町営住宅とのギャップといいますか、これを読みますと、かなり古いものになってくると、かなり、こういう視点でいえば、修繕等々、あるいは新しい感覚での何か手を入れなければならないとかいう現状が残されているんだろうなというふうに思っています。

そういう点では、一つには以前から取り組まれている大規模な建てかえ、この条例化によって、この建てかえをですね、今まで以上に早く取り組んでいただくような、そういう必要があるのではないかというふうに思っていますし、この後の補正でも100万円の修繕料が計上されていますが、今まで以上に、こういう基準に基づいて必要な修繕、環境がよくなるような修繕等々、取り組んでいただくことが、今まで以上に必要だというふうになってくるのではないかというふうに受けとめたんですが、これらの点についての課長のお考えはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、この整備基準条例というのは新しく建てる住宅が大体、中心に構成をしております。ただ、先ほど申し上げましたように、いわゆる町営住宅の長寿命化というふうなことを行っていきたいというふうに思っております。それに伴いまして、いわゆるきちんとしたマネジメントサイクルをつくりまして、計画的に町営住宅の、例えば整備を、いわゆる補修も含めての話ですけれども、そういったことをつくっていききたいというふうに思っております。

それをつくることによって予算、町の予算との整合性が、もっと図れるのではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 最後ですけれども、とりわけ、例えば浴室ですね、現在では別に、この条例化される前から浴室というのは公営住宅に当然あるということになってはいますが、当町で、古いやつですと、それが無いというのが当たり前の時代につくられたものがたくさんあります。そういうとりわけ、こういう浴室というのがない住宅というのは、こういう新しい基準からいえば、普通で考えてもあり得ないという時代ですよ。今、入っておられる方が出るときに、入られた方がつくった浴室については原状復帰で撤去しなければならないという形で、今でも運営されているんだと思うんですね。こういうことが、この新しく条例化される中で今でも必要なかどうか、状況によっては新しい方が、以前に住んでおられた方のつくられた浴室では満足できずに、もっと違うものにつくりたいということもあるかもしれませんし、しかし、今、先ほどありましたように低所得化の中で、新しく入られる方が浴室がつかれないということで、いかに安く風呂場をつくるかということで、公営住宅に入るという努力をされている。そういう相談も受けて、そういう浴室の、本当に安い浴室、古い浴室、ボイラーを確保していくということの相談に乗っているというような実態もあるわけですね。そういう今の現状の、入られる方の実態等々も踏まえて、やはり今までの、こうだったからということじゃなくて、この基準に基づいて今、必要な古い建てかえるということでの大規模な修繕は無理にしても、できるところでの改善の努力をしていくと、こういう基準で、より快適に住むためのということは必要ではないかなというふうに思っています、その辺も含めてお考えをお聞きしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、議員がおっしゃいましたように、古い住宅の部分につきましては浴槽がないということになっておりまして、また、退去される場合は、持って出ていただくというふうなことになっております。ただ、もう古い住宅で合う、いわゆる浴槽がなかなかないというふうなことを、私どももお聞きをしております、果たして、それでいいのかどうかというふうなことは、私も思っております。今後、その問題について、どうしていくかということが非常に喫緊の課題なのかなというふうに思っておりますし、あるうちに、できたら合う製品がある間にというふうなことも、一つ一定は必要なのかなというふうに思っております、できるだけ、この問題につきましては、早いこと対処させていただきたいなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） ほかの問題についても、ここに書いてあるような基準でできることもあると思うんですね、いろんな形で。断熱性等々の問題で、そういう点についても、今後、十分検討していただきたいというふうに思っています。終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第118号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第118号 与謝野町営住宅等整備基準条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第119号 与謝野町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第119号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第119号 与謝野町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第120号 町道路線の廃止について(比丘尼線)及び日程第6 議案第121号 町道路線の認定について(比丘尼線、堂尻波止場線)、以上2件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第120号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第120号 町道路線の廃止について(比丘尼線)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第121号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第121号 町道路線の廃止について(比丘尼線、堂尻波止場線)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第122号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

すみません。先ほど、私の発言の中で議案第121号の採決の折に、よって、議案第121号 町道路線の認定については廃止というふうに通って発言しましたので、ここで訂正をしておきます。

議案第121号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しましたでございませぬ。申しわけございませぬでした。

それでは、早速でございませぬが、ただいまの議案第122号 一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

3番、有吉議員。

3番(有吉 正) それでは、一般会計6号補正について、質問をいたします。

56ページ、小学校管理費の補正予算が上程されておるわけなんですけれども、義務教育における小学校費用にかかる交付税算入について、企画財政課長に質問をいたしたいと思ひます。

せんだつての一般質問の中で、2人の議員さんから学校統合について質問がありました。論点は大きく二つあったというふうに通っております。一つは効率化、それから、教育効果としての人数の規模、この2点であったろうというふうに通ひます。岩屋小学校が、ある意味、名前を挙げられて、質問の対象となつておつたというふうに通ひます。与謝野町の財政にとって、岩屋小学校の存在が、どれほど負担になるのか、このことについてちょっと企画財政課長に伺ひます。

議長(赤松孝一) 浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) お答えいたします。ただいまのご質問は学校の適正規模、適正配置にかかる関連で、岩屋小学校の学校経営と交付税との関係で、どのような財政負担の状況にあるのかというふうなご質問かと思ひております。少し事前にお聞きをしておりましたので、交付税の算入額なり、それから、学校の経費について、調べをさせていただいております。まず、交付税につきましては、及び、それから、理科教育の補助金の一部入つてございませぬので、それも足して申し上げますけれども、約1,200万円程度の交付税及び補助金というふうな額と試算をいたしております。

ほとんどが交付税の部分でございませぬ。それに対しまして、岩屋小学校の学校管理、教育振興等に要する執行経費でございませぬが、平成23年度の決算から見てみますと1,400万円程度という試算をいたしております。これは教育委員会のほうとも協力をいたしまして、このような試算ということにございませぬ。したがひまして、岩屋小学校の子供たちをお預かりして、学校教

育を行っていく経費として当町は1, 400万円程度、執行させていただいておる中で交付税及び補助金については、主に交付税ですけれども約1, 200万円が措置されているということでございます。したがって、この関係からだけ申し上げますと、それほど大きな財政負担になっているとは言えないのではないかなというふうに見ているところでございます。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） それこそ一般論として統合したら校長先生が一人になり、いろんなそういうような見方もあるわけなんですけども、いわゆる国家の義務教育として、よくテレビで少人数あるわけです。少人数につきましても、確かに議論はあろうかと、要するに教育的な見地からして、いろんな考え方はあろうかというふう思うわけなんですけど、せんだって一般質問を聞いておりました、いわゆる、ただ、それだけではなく、地域としては、やっぱりそれなりの学校の歴史、あるいは地域のコミュニティだとか、いろんな経過がある中で、これ教育長にちょっとお伺いするわけなんですけど、今後の進め方、確かにいろいろとおっしゃっていただいたというふう思っております。そういった中で、やはり地域の声、それから、親御さんといいますか、父兄の方のご意見を聞いていくというふうなご答弁だったというふうに思いますが、その確認として、今後の進め方については、やはり上からの強制と言ったらおかしいですけども、そういうことにならなくて、やはり地域の意見を聞きながら進めていただきたいなというふう思っております。

私は決して、統合に反対するわけでもございませんし、けども、そこら辺を慎重に、かつ、前向きと言いますのか、地域の声を聞くという点につきまして、教育長、ご答弁をいただきたいと、このように思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。せんだっての一般質問の中でもお答えいたしましたように、教育委員会のほうとしましては、基本計画を出させていただいたわけでございます。そしてまた、その扱いにつきましては、町長のほうから、仮称ですけど、検討委員会のような機関をつくって、そして、そこで練ってもらって、そして、それをまた、町民の皆さんに説明していくという、そういう今後の段取りと申しましょうか、手順につきまして答弁がありました。その中で当然、その統廃合についての進め方について、具体的な、特に住民の方々への説明についても議論があり、そして、一定の方向が出されると、そのように思っております。

いずれにいたしましても、前にもお答えしましたように、事に小学校につきましては明治5年の学制発布以来、ずっと今日まで村の一つの、ある意味では精神的なよりどころになってきたのは事実でございます。その意味で、小学校の統廃合につきましては、非常に住民の皆さんの気持ちを無視したようなやり方というのは、いたずらに統合を遅延させるものだと、そのように私は思っております。その意味で、地域の皆様方のご意見については耳を傾けて、そして、皆さんが納得できるような形で進めるのが、私は理想的だと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 私、野田川町の議員にならせていただいてから、かなりなるわけでございます。それこそ太田町長になられてからも、いろいろと地域の活性化についてはお願いをしてきたり、いろんなことを、あるいは辺地債等々の問題でもお金を使い、こういうことをしていただけないかということも、ずっとお願いをしてまいりました。そういった中で、それこそ25年度の予算も、

なかなか厳しい中の予算の進め方、5%減ですか、ということになっておりますが、これにつきましてはご答弁をいただかなくて結構なんですが、お願いだけしておこうと思ひまして、こういう事態も私たちは、かなり覚悟をしておりましたけれども、そういう点、少しでも前向きに、こういう統合が起こらないような形の前向きな施策も考えていただきたいなということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（赤松孝一） ほかにございますか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、一般会計6号補正について質問をします。28ページの社会福祉総務費で、一般経費の分ですが、高齢者等住宅除雪費補助金というのが、今度、新たにつくられたようでして、その点でお伺いしたいと思ひています。この制度は、独居や高齢者の方の積雪で、非常に大変だということに応えた制度でして、改めて従来から、1、2年前からも、この問題を取り上げてきた議員として非常に歓迎をしております。

そこでお尋ねしたいのは、この基準は具体的に、どういう基準になるのか、改めてお伺いしておきたいと思ひています。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 伊藤議員のご質問にお答えしたいというように思ひます。この基準につきましては、皆さん、議員さんにお配りをしております交付要綱を添付を、参考資料でつけさせていただいております。これを見ていただきますと、まず、補助対象世帯としましては、先ほどご案内いただきましたように、まず、趣旨から申し上げますと、この要綱につきましては、自力で除雪が困難な高齢者等の冬期間における雪害事故を防止するというございます。そして、生活の安全確保と福祉の向上を図るため除雪の経費を助成させていただくというございます。補助対象世帯としましては自力で除雪が困難であるという方で、世帯全員の前年度分の、2条なんですけど所得税が非課税世帯ということになっておりまして、65才以上等のおうちであつたら全て対象になるわということではございません。所得税が非課税世帯のおうちであるということが前提ということになっております。

また、基準としまして高齢者世帯、65才以上のみの方で構成する世帯、それから、母子世帯、配偶者のいない女子及び当該女子が扶養する18才以下の児童のみで構成する世帯ということになっております。また、障害者世帯につきましては、1級から4級までの世帯に限るということにしております。そして、療育手帳のおうち、または精神障害者保健福祉手帳のおうちにつきましては、この交付対象とさせていただきます。

そして、第3条では、補助対象事業といたしましては、この対象になるおうち、居住されておるおうちが50センチメートル以上の積雪量を超える場合についてということで、住宅を除雪する場合ということにさせていただきます。したがひまして、ちょっと離れたところに工場等があるような場合については、そういったところについては対象とはさせていただきます。住宅敷地内の除雪作業、住宅の屋根の雪おろし作業、住宅の屋根からの落雪に伴う住宅周辺の除雪作業ということで、おうちから道までの除雪等にかかわるということになっております。

そして、その除雪を委託していただきまして、一旦、お金を払っていただかなんのですけれども、人に頼まれた場合については、その領収書を持ってきていただくということになっておりま

して、そして、その第5条の中で、この交付申請のことを今、申し上げておりますけれども、その他、関係書類を添付して町長に提出しなければならないということにさせていただいております。この、その他関係書類と申し上げますのは、やはり雪のことですので、後から確認するということは、なかなか困難でございますので、今、うちのほうに申請を上げていただく段階では除雪したところの現場写真を撮って、添付してもらうということにさせていただきたいと、このように思っております。

以上、ちょっと簡単にかいつまんで説明させていただきましたけれども、そのあたりを注意をしていただきたいと思います。それと除雪の限度額のことを申し忘れておりました。第4条では、この1回の除雪に要した費用の3分の2ということになっておりますので、例えば、除雪費用が3万円かかったような場合については、その3分の2ということでございますので、2万円を補助させていただくということです。それから、1月に50センチ以上の雪が降って、除雪をお願いしました。また、2月の中旬に、また、雪が降ってお願いしましたということになっても、限度額、その1回に当たり2万円を限度ということでありますので、1回使ったら、もうそれで使えないという制度ではございませんので、この積雪量が50センチを超えるような場合が何回もあつたら、その都度、使っていただくと、このような用法とさせていただいておりますので、そういった場合についてはお使いいただけたらなというように思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 大体、制度はわかったんですが、これができる前にも、いろいろと手だては、地域集落でどういう協力していただけるかというようなことも、当然、協議になってたのではないかというふうに思うんですね。この点で、例えば、この制度をつくったので、全て解決というわけにいかんわけですね、そこの線引きだとか、これはああで、こうでと、いや50センチなかったぞと、あれは。45センチぐらいだというような、ねたみの話も含めて出てくるのではないかと。だから問題は、地域でどういう形で支援できるのかと、地域も、もう高齢化して地域集落の維持がなかなか持てない地域もあるようですけれども、これ以外の手だてとして、そういう、いわゆる除雪対策といたしますかね、除雪だけに限らないと思うんですけれども、問題は、

そういう点での手の打ち方としては、行政のほうではあるんでしょうかね、どうでしょう。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、議員がおっしゃられましたように、本当に地域で、いろんな地域を守っていくということが大事なことということになっております。これは除雪に限らず一般の災害等でも、これは、もうお互いに行政のほうとして、全ての大きな災害が起こった場合については、行政のほうから全て、そのときに対応させていただくということが困難ですので、そのあたりは今までから、地域で見守り隊とか、そういった組織をつくっていただいておりますので、そのあたりは大原則としてお世話になりたいというように思っております。

それから、先ほど、積雪が50センチというておりましたけれども、じゃあどうはかったら50センチだというようなことが、ご指摘があろうかというように思っております。また、私どもも、そのあたり議論をしたんですけれども、とりあえず除雪に行く場合については、各庁舎の前で積雪量をはかって、そこで観測をしているというようなことがございますので、この庁舎前の積雪量というのを一つの基準ということにさせていただきたいというように思っております。

それと、与謝でありますとか、香河とか周辺地域については、この庁舎とは、かなり違うというようなことがございますので、これは京都府が持っております基準点といえましょうか、除雪に行くときの基準値というのが、これはインターネット等で配信をされます。そういったところで、今そこが、与謝野町では5カ所ございまして、与謝、滝、香河、岩屋、そして加悦ということで、加悦については、この庁舎の屋上で観測しているというようなことで、そこも参考にさせていただいて、50センチを判断をさせていただきたいというように思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 二つ目の質問の点は、私はもっと言えば、もっともって工夫が要るんじゃないかと、これだけ高齢化がしてきているので、もちろん、この制度は非常に否定するものでもありませんし、それは一つの、最終の対応の一つだと思うんですけども、やはり地域の中で、どうそういう支援部隊といいますかね、助け合う部隊を、どう組織するかという、また、育てるかというのは非常に大きなことなので、これはそれ以上言うと、またかいやという話になりますので、これは、この辺でおきますけども、二つ目の質問はですね、30ページで、子育て支援医療事業についてお伺いしたいと思います。この制度の概要をお願いできたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この30ページにあります、子育て支援医療事業の関係の内訳の説明でよかったですか。

これにつきましては、まず、委託料でシステム改修の委託料52万5,000円をつけさせていただいております。これにつきましては、ご承知のとおり、今回9月1日から京都府の制度で、就学前の方については、3,000円以上については2分の1、京都府の支援制度がございました。それが9月から6年生まで、この3,000円以上を京都府が持つてやるよという制度が拡大をされましたことよってのシステムの改修費用を持たさせていただいております。

それと、扶助費の子育て医療については、300万円の助成をさせていただいておりますけれども、この時期については医療費がふえてくる時期ということで、ご承知のとおりインフルエンザで与謝野町の小学校が、京都府でも第1号で学級閉鎖になったような経過がございましたり、また、ノロウイルスの胃腸風邪なんか、たくさんはやっておりますので、そういったことで事前に補正予算を、子供さんの医療費について組ませていただいたんですけども、もうそのとおりになってるということがあって、大変懸念をいたしております、ふだんから手洗いとか、そういったインフルエンザ予防については、皆さん方も注意をしていただきたいというように思います。そのための費用として、子育て支援医療の355万9,000円を計上させていただいたところでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この点で、補正予算の表を見てますと、財源が一般財源ということで一本化されておるわけですけども、これは国府の支援策は、財政的な支援策というのはないんですか。これよろしいか。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） まず、先ほど言いましたように、京都府の制度が小学校まで3,000円以上、拡大されたことによりまして、これは当然、その分の支援は2分の1入ってきます。

しかし、今回の補正の中では、まず、そのスタートが、9月からスタートしたばかりで、どれぐらい歳入として、その対象の医療費があるかというのはわかりませんので、今回については歳入のほうは計上いたしておりません。

しかし、大体私どもの、福祉課のほうの予想では、大体、対象事業が360万円ぐらいになって、その2分の1、180万円程度は町の財源が助かるかなというように思っておりまして、大体、めどが出ます3月ごろには、これにかかる歳入を若干上げていきたいというように思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） はい、ありがとうございました。終わります。

ほかにございませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、一般会計の補正について質問します。建設課長に質問します。

48ページの道路新設改良事業の中で橋梁等々、長寿命化修繕計画委託料が530万円減額になっています。この内容についてお聞きをいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。いわゆる橋梁の長寿命化修繕計画の内容について説明させていただいたらいいでしょうか。

1 番（野村生八） 減額の内容。

建設課長（西原正樹） 減額の内容でございますか。

この部分につきましては、設計額が890万円余りでございました。その、いわゆる業者のほうとの関係で入札会を実施させていただきましたところ、請負率が51.9%というふうな状況でございまして、約464万1,000円というふうな数字でございました。今回、それで、もう確定をしましたんで、この部分につきましては補助の対象にさせていただいておりまして、その部分を町道の岩屋川線のほうに持っていかせていただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 大変大幅な減額ですけども、今の答弁ですと当初予定しておった事業は、そのとおり実施できるということで受けとめたらよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。この長寿命化計画につきましては、平成22年度から橋梁の点検を実施をさせていただいております。それが、平成22年度と23年度に終わりまして、平成24年度では点検した橋梁でふぐあいのある橋梁を、どの橋梁から直していくんだというふうな、いわゆる修繕計画を立てさせていただいております。

したがって、今回、やらせていただきました橋梁の全部の部分につきまして、調査をさせていただいておりまして、その部分について今後、年次的に計画を立てて修繕を行いたいというふうに思っておりますので、全て、この464万1,000円の中でしていただくということでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） こういう形で進めておられてですね、大体、当町では、こういう問題についての

修繕の事業の全貌は大体わかってきておられるのかなというふうに思うわけですが、ご存じのように中央自動車道で、トンネルの天井が落下するという痛ましい事故が起きました。これが事故と言えるのかどうか、ドライバーの話では異常な水の落下があったというふうな話が出ていて、そのときにしっかり点検していれば、こういうことは回避できたのではないかと、ドライバーの中では、あそこは危険だといううわさがあったというふうな話もあります。こういう公共事業、新しい公共事業をふやせばふやすほど、こういう後の修繕の費用も膨大になっていくということで、その辺も見据えた公共事業のあり方というのが、今、問われている、そういう事故だったのではないかというふうに思っています。

それで、当町では、こういう古くなっている公共的な建物の修繕というのが、今後、こういう取り組みをされていく中で、どういうふうな今、状況にあるのかということについても、その内容について、基本的なところでの状況をお聞きをしておきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思えます。いわゆる高度成長期にたくさんの工事が発注をされまして、それらが一定程度たちまして、今、見直しをするべき時期に至っております。

これはうちの町以外、この間、先ほどご紹介いただきました事故の関係についても、しかりだというふうに思っております。今後、そういった、いわゆる安心・安全というふうなことでか、そういうふうなことに一定立ち返るべきなんかなというふうに思っております。

したがって、それらを修繕をする場合にも、できるだけ町としましては、補助の制度にのっとり、ある程度、財源を確保する中でやっていくべきだろうというふうに思っております。したがって、この修繕計画につきましても、国の関係の、そういうふうな補助がいただけるというふうなことを活用したいがために、このような点検をずっとやらせていただいております。

今回、ようやく157橋の点検が終わりまして、それに基づいて今後、修繕計画を立てて、もちろん町の予算とのかかわりもございまして、その点も含めてやっていくのが一番ベターなんかなというふうに思っております。いわゆるマネジメントサイクルというふうなものをきちっとつくって、その中で修繕計画を立てていくというふうにさせていただきたいというふうに思っております。

そういうことをするのが、一番いうたら町として、いわゆる計画的に、また財源もできるだけ補助の関係を使っていくというふうなことでさせていただきたいなということで、今、原課としては取り組んでいるところでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、国の補助という答弁がありました。現在、先ほど言いましたような形で、多くの公共施設が、修繕が求められてきているという中で、現在つくられている国の、この助成制度、補助制度というのは、課長の目から見て適切な内容のものが、メニューがあるのかどうか、その点については、どのように受けとめておられるでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今の修繕計画に伴いまして、ある程度の概算の事業費というふうなものが、いわゆる算出ができております。

今後、いわゆる橋梁を直していくに当たりまして、そのことは十分、直していく部分の一定の資料になるのかなというふうに思っております、この部分を十分活用しながら、今後も、こういった老朽化しておる構造物に対しまして、修繕をさせていただきたいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 適切な国の助成制度かどうかということについての明確な答弁ではなかったと思うんですが、できますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 一応、どこの箇所が悪いかというふうなことがわかっておりますので、この制度を用いまして修繕をさせていただきたいと思っておりますので、私どもとしましては、この制度を十分活用させていただきたいと思っておりますし、これが町にとって、一つのいい内容だろうというふうに思っておりますので、この制度につきましては、町のほうも十分使わせていただいて、直していく制度だというふうに認識をしております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） いろんな制度の中で、国の制度というのには基準外というのがありまして、対応できないということが多々あります。当然、与謝野町の全体を直すという必要があるわけで、そういう点では、できるだけ与謝野町の中で直さんな部分に、適切な合う助成制度に国の制度をつくっていただくという必要があるだろうというふうに思っておりますので、そういう声を、ぜひ上げていただく必要があると思っておりますので、よろしくお願ひします。それで、どんな制度でも町の負担というのは、何分の1かあるということだと思っております。

企画財政課長にお伺ひしますが、今、言われましたような、これは長期的な計画、展望だと思っておりますが、一定の内容がわかってきてるみたいな答弁だったと思います。今の町の財政計画の中には、それに必要な予算というのは、計画の中で盛り込まれているのかどうか、この点についてはいかがですか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。長寿命化計画を立てて、それに基づいてやっていくということですので、現在のところ、その財政計画に直接的に反映できているとは言えないだろうというふうに思っております。ただ、そのような長寿命化計画というものを生かした財政運営というものに、今後は心がけていくという考え方はいたしております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） その公共施設を長く、いろんな施設全体の話ですが、長く使っていく上でも、また、町民の安全を守る上でも、そういうことは大事なわけで、それは、その部分も含めてカットがされていくということではなくて、そういう部分については、しっかりと取り組んでいただく必要があるだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、道路の除雪計画表を出していただいております。毎年、この12月議会に出されております。この補正予算では、この除雪については、ふれあいセンターの除雪機の借り上げ料だけしか載っておりません。そういう意味では、補正に出てこないということは、当初予算の段階で計画されていた除雪の予定がですね、予定どおり実現できる状況にあるのかなというふうに受けとめてい

ますが、それでいいのかどうか。

と言いますのは、いろんなところで言われているように、今、建設業者が、どんどんと倒産をしていく厳しい状況にある中で、この地域の北部でも、京丹後市で大きな事業所が最近なくなったという実態があります。当町では、そういう意味で当初、予定しておいた除雪ができるということなのかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。平成24年2月2日から大変な大雪になったというふうに思っております。そこの、いわゆる平成23年度の除雪計画では68台の機械を使って町内の除雪をしていただくというふうな計画にしておりました。ところが、思わぬ、私どもも初めて経験するような降り方ございまして、一部の地域では二日目によく除雪ができるというふうな地域もございました。今回、平成24年度部分につきましては、リースの部分も含めまして71台で除雪をさせていただこうというふうに思っております。

特に、去年というか、23年度で、そういった地域の部分ができなかったところがございまして、その部分につきましては、新たに業者さんに入ってもらうとか、一部、またリースの部分を台数をふやして、そういった補完をさせていただくというふうな内容でございます。ただ、全て全部が網羅できるというふうなことでもございませんし、やはり一定は、雪の降り方によっては、少し待っていただくというふうなことも出てくるかもわかりませんが、昨年よりは充実したような格好でさせていただいておるといふふうに思っております。

ただ、このサービスがずっと未来永劫続くかと申しますと、なかなか難しいというふうにも思っておりますし、その点では、今後も、いろんな対策を打っていかねばならないのかなというふうにも思っております。ほかの地域、いわゆる与謝野町以外の地域の状況も踏まえて対処させていただきたいなというふうに思っております。原課といたしまして、いろんな方策を今後、考えていかねばならないのかなというふうにも思っております。ただ、私といたしましては、リース機械がだんだんふえてくるというふうなことでもございまして、一定どこかで、例えば京都府が持つような、例えば、払い下げを受けるような機械があれば、そういった購入の仕方も今後、検討していくべきなのかなというふうには思っております。ただ、いわゆる車庫があるのかどうかというふうな点もございまして、その辺のところについては、十分に今後も精査をしていくべきなんかなというふうに思っております。

現在、1台、町のほうで除雪機械を持っておりますけれども、それに見合ったような京都府のほうからの、そういうふうな払い下げの機械だとかいう部分があるかどうかという部分につきましても、今後、やはり十分に検討する必要があるというふうに思っております。

議長（赤松孝一） ここで質疑の途中でございますが。

すぐ終わります。野村議員。

- 1 番（野村生八） この質問をしたのはですね、町民から、町は、この冬は除雪機を、台数を減らす計画だというふうに言われたと、だから、除雪時間が遅くなるというふうなことが言われているというふうなことをお聞きをしました。そんなことは聞いていないし、町は台数が足りなくなった場合は、リースで取り組んでいるから、そういうことは、まずないというふうな話を返したわけですが、そういうことで、きょう取り上げさせていただきました。

再度、最後にですね、今言われたような形で、もちろん除雪時間というのは雪の量によっても変わるわけですが、今までどおり、あるいはそれ以上の万全の体制で取り組んでいただける、それは補正予算なしでできるということによろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） このことにつきましては、3地域の区長会のほうにもおろさせていただいておりますし、それから11月30日には、町内の除雪業者、皆さんを集めて説明会もさせていただいておりますので、今回71台を使いまして除雪をさせていただきたいというふうに思っております。降り方にもよるといふふうに思いますけれども、今回は昨年を反省をしながら、そういった遅い地域の部分にできるだけ早いこと対処させていただきたいなというふうな観点から、このような計画を組ませていただいております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（赤松孝一） それでは、ここで13時30分まで休憩いたしますので、よろしく願いいたします。

（休憩 午後12時02分）

（再開 午後 1時30分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、一般会計の第6号補正予算で2、3質問をさせていただきます。

まず、最初に44ページに染色センターの管理運営事業で900万円出ております。これについては、一般質問等をやる中で、ぜひとも、あそこ前はきちんと整備をしてくださいと、整備をしていただかないと着物ではとてもやないけど歩けませんと、この間も着物の方がひっくり返ったようですし、早くやっていただきたいなという要望もしてきました。

こうして900万円出るとるわけですが、前に長島課長のほうに早くお願いしますと言うとったら、全体的な構想の中でというような話がありました。前だけではなしに、その構想が今回、全然ここに出てないというのか、産建で説明されたのかどうかわかりませんが、図面も、こういうような格好でやるんだというような図面も、何にも出てきてないわけですね。その辺がどうなのかなということで、どういう工事がされるのか、ちょっとわからなくて、その辺、説明とともに、もし図面等あれば配付が願いたいなというふうに思います。

とりあえず、どんな構想か、お願いいたします。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。構想といいますか、修繕の計画的なものでございまして、まず、今の段階で非常にご迷惑をかけています駐車場の舗装、それについて、第一段階としてやりたいと、その次には利用者の方に、施設の中のトイレが非常に狭く、また、旧式ですので、男性と女性が一緒に入りまして中で分かれているというような状況でございましたので、染色体験、また、いろんな講座等、着物の着つけ教室などもございますので、そういう中でトイレの改修も行っていきたい。また、屋根につきましても、非常に老朽化が激しいので、屋根のふきかえも行いたいというような考えの計画でございまして、舗装にかかる図面等も建設課で試算をしていた

だいております部分でございますので、特に細かい図面等というものではございません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 今の説明ですと、駐車場の分は入っていないということなんですか。駐車場というのは、いわゆる私が言うておりましたのは、その排水対策ですね、今のままでは、もうこれ、また雪が降るわけですけどね、雪が降ったときに、とてもやないけど、どうなのか、普通の足元の格好で行ける状態ではないわけですね。課長は嫌というほど知っておられると思うんですけども、その対策も、そらトイレや屋根も大事ですけども、その対策も一応、例えば通路だけでもやっぱり入れるようにするとか、車からおりにくるときに、もうどこにとめておきようかなというような状態は、とてもやないけど耐えられる状態じゃないわけですね。その辺がどういうように、どれくらいの予算になつとるのか、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 申しわけございません。説明が、私、不十分でございました。ここで上げております整備工事費は、舗装全てでございまして、今回、駐車場舗装を900万円ということなんです。年次的にといたしますか、今後の方向性としてトイレ、屋根というような考えでございまして、すみません、説明不足でございました。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 前にも、あそこのことについて、いろんな方からも出たことがあると思うんですけども、そのときに結局、排水の問題とか、いろいろと設計上かなり難しいところがあると、だから、そう簡単に舗装だけぱっとやって済む問題ではないというような、前の課長の答弁もあったりしとったのを、私はちょっと記憶しとるわけですけども、結局、私が今、図面と言いましたのは、いわゆる排水をどうするのかと、そして、舗装すると。駐車場については、どの程度の広さの分を舗装して、どの程度、どうするのかということが明確に示されていないので、不安を感じておりますということなんです。その辺のところ、もし、あれでしたら、口頭でも、わかりやすく言えるのであれば口頭でも結構ですし、図面等でも後ほど提示がしていただけたらありがたいということです。答弁を求めます。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。まず、水路というか、排水路につきましては、消防署加悦谷分署側に水路がありますけれども、通常は流れていないというような水路です。それから、野田川側のほうも、通常は、はっきり流れていないというような状況でございまして、この加悦庁舎側といいますか、上側の水路が常時流れている部分でございましたので、そちら側への排水路という計画で建設課のほうでは一定、その部分で設計といいますか、そういう部分でお願いをしております、今回、これぐらいの金額でということでは試算をいただきました。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） そしたら念を押しますけれども、いわゆる消防署との境界のどこ、それから、以前の織物指導所との境界、それから、今のいわゆる染色センターとしての土地ですね、その分については全部を舗装すると、そして、水路については、その染色センターの前の水路を利用する、水をつけるというようなことになるのかどうか、何せ図面がないので、私、全然わかりませんので、そういう格好で消防署との境界のほうについては水路はなし。それから、指導センターのほ

うにも、織物指導センターのほうも水路はなしということで、1カ所に勾配をつけて流されると
いう状態ですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 一応、そういう格好で勾配といいますか、U字工等で、そちらの裏側とい
うんでしょうか、上側に水を集めるというような格好で、設計のほうはお願いしておるところで
ございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） この工事、900万円が800万円になるのか、750万円になるのかわかりま
せんけれども、結局、その設計図というのが、我々には提示されてこんわけですね。随意契約と
いうような格好でいくのか、入札にされたにしても、金額が小さいということで、やはりこうい
う予算を執行される際には、一定の、こういう格好でというようなものを、やっぱり示してい
ただくと、せめて委員会の皆さんには示していただくというようなことをお願いしておきたいと
思います。

あとは、また個人的にどういう状態がいいのか聞かせていただきたいというふうに思います。
それから、そのことについてはもう一つは、あそこの管理者、増田さんですね、増田さんにはし
っかりと、そういう状態を説明をされて、了解がとれておるといふように、普通なら、そういう状
態だと思うんですけども、そのことはされておりますか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 現場の職員に確認がとれているかということでございましょうか。現場の増
田技師に確認がとれているかということ。

1 3 番（井田義之） ちゃんと調整ができとるかどうか。

商工観光課長（長島栄作） 増田技師とも現場で確認といいますか、実際に見ながら調整をさせていた
いでます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） せっかく大金をかけるわけですので、しっかりとやっていただきたいということ
を最後をお願いをしておきたいと思います。

次に、46ページに分譲宅地の紹介手数料というのがございます。一応、これも長い間、多く
の議員からも出ましたし、私も9月定例会ですか、9月定例会のときに、もう町だけでは恐らく
さばけんでしょうと、地元の事業者の方に協力をしたり、また、協力をしていただいたり、また、
協議していただいて、早く手をつけていただかなければ、とうに分宅事業は倒産しておるとい
うようなことも申し上げました。

今回、60万円という予算が頭出ししてきて、私は大変うれしいなと、これで前に進んでくれ
るのかなというふうに思って、ありがたく思っておりますが、そこで質問させていただきますの
は、いつから実施されるのかなと、これについてはいつごろ、その単価やとか、それから単価
ですね、それぞれが不動産鑑定士の方に見ていただいたということで単価が公表されるだろうと
思うんですけども、いつからされるのか、そして、いわゆるこの条例に出ております宅建業
者の方、要綱ですか、出ております宅建業者の方とは、どのような格好で調整をされ、また、
お願いをされておるのか、経過についてお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをさせていただきたいと思います。まず最初に、時期の話が出ました。このことにつきましては、今、来年の2月1日に始めさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、いわゆる宅建業者との調整についてでございます。今、この地域の部分を賄っておられるのは、第7支部という、そういう宅建業の協会の第7支部というところが、例えば丹後エリアの部分の一つの地域として割り振られているようでございます。

既に、今回の部分につきましては、与謝野町に住所がある宅建業の方というふうにさせていただきたいと思っております。今、この地域のお世話になっております方については、もうこの制度をやらせていただくというふうなことで、一定お話し合いをさせていただきました。

今週の金曜日、21日に、この与謝野町に住所がある宅建業の皆さんに集まっていたいて、町のほうが、こういう制度を使わせていただきたいというふうなことをお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） そこで、ここに別表として手数料ですかいな、何ですかいな、紹介手数料でしたかな、200万円以下は100分の5.25、200万円から400万円は100分の4.2、それから400万円を超える金額については100分の3.15というのが決められております。

この基準については、大体、どこから持ち出されたのか、これは宅建業者の方々と、既にもう相談をされたというのか、何を参考にされて、この金額があらわされてきたのか、お願いをいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今回の別表1の率についてでございますけれども、この部分につきましては、今回は、いわゆる仲介手数料という制度と、紹介手数料という制度がございまして、今回は紹介手数料という制度を活用させていただきたいと思っております。

いわゆる率の関係につきましては、仲介手数料の率を準用させていただいております。仲介手数料ということになりますと、買い主さんのほうも、この率、それから例えば、我々のほうも同じ率を使うというふうなことになってございまして、これが言うたら国交省が出しております一つの基準になってございまして、この部分の率を使わせていただくかなというふうに考えてございまして、この率につきましても、先ほど言いました、いわゆるお世話に、まとめをされております方については、こういった率でお願いをいたしますというふうなことを申し上げさせていただきました。21日にやります説明会につきましても、この率をご紹介をしたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） その紹介手数料ということで、紹介だけで、仲介はしないということ。結局、紹介するだけで、あとは要綱にも書いてありますように何の手続、全ての手続は役場のほうですというふうに理解しておいたらよろしいですか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。仲介手数料という場合には、重要事項説明書というふうなことで、いわゆる宅建業の方が売り手の方に、こういうふうになってますよというふうなことをきちっと説明をされるということになっておりますけれども、今回の部分につきましては、町のほうで一定、その辺のところも、部分についても説明をさせていただこうというふうに思っております、いわゆる土地を買い手という人のご負担をできるだけ抑えていきたいというふうに思っております、いろいろと全国各地の紹介手数料の関係について精査させていただいて、このような制度をつくらせていただいたということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） そこで、この金額が高いか安いかわかりませんが、とりあえず業者の方と相談していただくという格好でいいと思うんですけども、例えばね、地元業者の定住促進を図るとかいうような意味も踏まえるとするならば、そういう方々については、土地で安くするのか、仲介手数料でどうするのかというような格好で、ずっと定住していただければいい方ですね、そういう方々について、与謝野町にとってプラスになるというふうな地元業者で建築をするとかいうようなことについては、協議をされておられるのか、されてなかったのか、お尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 建設課長。

建設課長（西原正樹） そういう方向性になればいいというふうには思っておりますけれども、今、住宅改修の助成制度も終わりましたので、いわゆる宅建業の方で、できるだけ与謝野町にある業者を使っていただければいいというふうには思っておりますけれども、その辺の部分につきましては、今回は、いわゆる手数料だけだというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） できればね、やはりその地元の方々も、今は、もうどんどん全国的にも空き家ができたり、分譲宅地なんていうのはなかなか売りにくいという現状の中で、努力をしていただいて、一つでも1区画でも、2区画でもたくさん売れるためには、そういう方法も一つの方法やないかなと思ったりせんではないんですけども、そんなことも検討していただくとありがたいなということ、これ時間もありませんので、お願いだけしておきます。答弁あれば、ついでに後で、またお願いできてもいいですけども。

それから、ちょっともう一つ質問したいのは、浚渫が出ておりましたね、わずかな浚渫ですけども、その浚渫の件なんです、これはどこの場所をやるのかということと、それから、この間も野田川の浚渫等がありました。前から残土捨て場が、いろいろとないということで、大変な状態が続いておるといのが現状です。残土捨て場に、これが200万円が、どこの場所なのかということ。それから、あと残土捨て場の状況が、今どうなっておられるのか、お尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。これは50ページの港湾総務費一般経費のことをおっしゃっているわけでしょうか。この部分につきましては、今の船揚場、いわゆる喜楽家さんの前に与謝野町の船揚場を持っております。その部分につきましては、平成13年に今の現地のほうに移設を、町のほうにしたというふうなことになっておまして、それ以降、一回も浚渫をしとらんというふうなこともございまして、特にちょうどホテル喜楽家さんのほうに流

れて来る森ヶ崎水路というのがあるわけですが、そこからの土砂が、ちょうど今の船揚場のところにたまってくるというふうなことがございまして、今回、初めて、こういった予算を計上させていただきました。

一応、こういった予算をとというのは、係留される人から、できるだけどういふんですか、なかなか係留がしにくくなっていると、いわゆる土砂がたまっておるといふような状況を受けまして、今回、初めて予算を上げさせてもらったということでございます。

したがって、この土砂というものは、そんなに、いわゆる14隻ぐらいが係留する部分でございますので、そんなにたくさんの量というものはないだろうというふうに思っておりますけれども、この200万円といえますのは、いわゆる岩滝海岸線の横にございます歩道だとか、あるいは自転車道だとかいふのがございまして、その部分を重機が入っていかなければ、その今の船揚場のほうに行けませんので、そういった仮設の費用も含んでの200万円でございますので、そうそう、例えば1,000リューベだとか、そういった土砂が出てくるというふうな状況ではございません。

それから、今のいわゆる残土処分地のことがございました。この部分につきましては、堂谷橋の部分におきまして、約2,000リューベの浚渫残土を今回やらせていただきましたけれども、その部分につきましては、議員もご承知のように、野田川の河口の京都府の敷地の部分に持って行っていただきました。そういうように、京都府のほうも、この野田川の浚渫につきましては、私がお聞きしておるのでは、まだ、この冬に石田橋の下流の部分の浚渫をしたいというふうなこともあるようでございます。その部分につきましても、京都府が一定程度、残土処分地を探して、今、そういうふうな状況で予定をしていくというふうに思っております。

すぐに何万リューベだとか、そういうことはなかなか難しいかもわかりませんが、随時そうやって見ながら、京都府のほうとしては浚渫をしておいてくれますので、この部分につきまして、今、大規模な浚渫という場所はございませんけれども、京都府も、そうやって、いろんなところを調整しながら進めていってくれると思っておりますので、今後も状況を見ながら、町のほうとしては要望させていただきたいというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 時間が来ましたのでこれで終わって、あとまた、あとの10分を使うかもわかりませんので、よろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） 16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、一般会計の補正の第6号につきまして、質問させていただきます。

46ページになりますけれども、クアハウスの岩滝管理運営事業、これにつきましてちょっとお聞きをしたいというぐあいには思っております。まず、最初に、この45万4,000円の補正が上がっておりますけれども、今回の補正、ご説明をいただいたかと思っておりますけれども、もう一回、よろしく願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。今回のクアハウス岩滝管理運営事業の、その他手数料でございます。クアハウス岩滝内で施設内の下水の配管につきまして、長年のごみというんでしょうか、砂というんでしょうか、いろいろな物が配管に詰まっております、これの高圧洗浄、吸引車に

よりも、その吸引といいますか、そういう部分の手数料でございまして、これによりまして、本来、循環しなければならない配管の部分に目詰まりを起こしておりまして、全て下水の処理のほうへ、全てといいますか、率の高い割合で下水のほうへ流れていたという部分でございます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） クアハウスにつきましては、私、かなり所管の産建委員会からちょっと遠ざかっておりまして、ちょっと実態みたいなものをちょっとお聞かせいただきたいというぐあいに思うんですけども。

現在、このクアハウスは指定管理者による運営をしていただいております。平成22年4月1日から、平成25年3月31日までの3年間は指定の契約期間であります。来年4月1日に、この3年間は切れると、新しく指定管理者が、また新たに、継続になるかもわかりませんが決まると、こういうことであります。

23年度の、ちょっと決算書を見ましたらですね、1,860万円の指定管理料を入れても850万円の赤字計上がなされているわけでありまして。24年度は半年過ぎましたけども、この実態が今、6カ月過ぎまして、中間的に、今の状況は一体どういう状況なのか、その点について、まずお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 申しわけありません。細かい部分での資料を手元に持っておりませんけれども、23年度につきましては、原油の高騰等がございまして、非常に苦しい状況であったということございまして、24年度も同様に原油の高騰等もございまして、幾分、また23年度では東日本大震災の影響なんかもございました。

そういう中で24年度、ある程度盛り返しておりますけれども、あまりよい状態ではないというふう聞いております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） この施設はですね、多分、平成5年から、旧岩滝町のときから開業をされて、もう既に20年間近くたつ、大変歴史のある古い施設であります。ピーク時は、平成9年の収入が1億8,000万円ほどあったのが、23年度の決算を見ますと大体6,500万円ぐらいに落ち込んでおると、これは二十数年もたちますから、いたし方ない部分があるのかなというぐあいに思いますけども、ここ二、三年ちょっと見ますと、指定管理の、ここ二、三年見ますと、売り上げというか、収入が横ばいから若干下がってるという状況なんですね。これは、ここの施設だけに限りませんが、指定管理料、ここは特に鳴り物入りで指定管理者が入って来られたということだと思っておりますけども、この収入が上向かないと、民間企業に運営を委託して大変期待をしたところでありまして、この辺の実態ですね、含めて、この指定管理者における、この3年間の総括と申しますか、どのようなご感想を持たれておられるのか、所管の課長にお伺いしたいというぐあいに思います。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） ご期待に添える答弁になるかわかりませんが、22年度につきましては新型インフルエンザでしたでしょうか、そういうふうなのがございましたり、23年度は、先ほど申し上げましたような状況でございまして、非常に収入の部分では横ばい状態でございます。

それから、天候に左右されたり、いろいろな影響があるかと思うんですけども、これまでですと、天橋立へ行かれた方が行き帰りで寄られたりという部分が過去には結構あったというふうにお聞きをしておりますけれども、ここ数年は、その状況もかなり下がっているという状況でございまして、そういう中で20年近く経過をしておりますので、施設の老朽化等や今のニーズに合った裸浴のほうも非常に狭いというような状況もありまして、入り込みも伸び悩んでいるという状況の中で、今の指定管理者のほうで、いろいろな教室を実施しておりますけれども、なかなか子供の数の減少等、いろいろな影響がございまして、なかなか収入につながっていないというふうな状況かというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 町長にちょっとお伺いしたいと思いますけども、先ほど言いましたように、クアハウスは指定管理者に22年かなりなりましたけども、民間にかわりまして利用者ですね、お客様、これがやっぱりこの民間にかわってサービスがよくなったとか、非常にいろいろメリッ的なお客様の声とか利用者の声が、どのように聞いておられるのか、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 最近になって、直接お聞きはしておりませんが、あの施設については、町内の方もですけども、町外からの方の利用が結構ありまして、そういう方々には、そうした施設の無い近隣の市町からは好評を得ているというふうに思っております。

今回、追加議案でお世話になります中に、このクアハウスをはじめ3件の指定管理者を決める、そうした議案も上げさせていただき予定をしておりますけれども、そういう時期に、また来たということで、そういう意味では、今、この時点で、やはりある程度の総括といいますか、それらを見据えた、そうした判断が必要になるのではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 私も何回か施設を利用させていただいておりますけども、収入はですね、あまりちょっと上がってないものですから、お客様の反応がどうなのかなと、民間にやっぱり移って物すごいサービスがよくなったでという形になったのかどうかですね、その辺はじっくり検証してみないとちょっとわからないとは思いますが。

それと、もう一つ、私、非常に懸念していることが一つありましてね、このクアハウスに限りませんが、運営にかかわるコストで一番大きなのは人件費なんですけど、その次に光熱費なんです。これが非常にちょっと気になっておまして、と申しますのは来年の4月から関西電力が一斉に値上げを要請をされておられます。この光熱費ですね、クアハウスにかかる光熱費というのは、相当な額だと思いますけども、一体幾らぐらい現在かかっているのか、わかればお聞かせをいただきたいと思うんですけど。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 申しわけございません、今、手元に資料がございませんので、お答えしかねます。すみません。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 少し古いんですけども、平成19年度で電気代ですね、実績が1,339万円と

いうぐあいに出ておりますね。これで、これ当然わからないんですからわからないと思いますけど、来年度からの値上げ額がどのようになるのか、これ非常に心配されることだと思うんですね。

一つですね、この電気料金の値上げについては、いろんなところで影響してくると思うんですね。もちろん家庭もそうですけども、商業施設でありますとか、あとは工場とかですね、この間、私の関係している商業施設では、関西電力から電気料金の値上げに伴う、新たな電気需要契約のお願いということで、一つ書類が来ておまして、それを見ておきましたら、私の関係している商業施設ということですから名前を言わずにわかると思うんですけども、契約電力が388キロワットで電力料金の単価1キロワット／アワーにつき一律2円72銭の値上げとなりますというぐあいな通知が来ておまして、一体どれくらい上がるのかなと思ったら、裏にちゃんと試算がしてあるんですね。これでいきますと、年間、何とですね、500万円も上がるんですね、電気料金が。現在が2,600万円ですけど、3,100万円に上がるという試算がされているんですね。相当な額で、これ電気料金が上がってくるというぐあいに踏まなければならないというぐあいに思っていますね。

当然、クアハウスもリフレもそうですけど、この影響というのは、かなり大きな影響であるのではないかなというぐあいに思われますんで、町長、来年度予算5%削減という大きな題目を掲げておられますけど、この電気料金の値上げというのが、相当運営費に、コストにはね返ってくるという覚悟をしなければならないのではないかなというぐあいには思っております。

そこで、これはわかると思うんですけども、20ページに野田川庁舎の管理運営事業ということで、ちょっと項目が上がってますけど、この3庁舎の電気料金というのは、一体どれくらいになるのか、それは多分わかっておられると思うんですけど、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 谷口議員のご質問ですけども、ちょっと資料を持っておりませんが、私、大体3庁舎合わせまして800万円ぐらいの電気料ではなかったかというふうに記憶をいたしております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） そういうことですから、それで、先ほど申しましたような試算でいくと、大体18%くらい上がるんですね。だから2割ほど上がるということで150～160万円は必ず上がってくるのではないかなと、大口需要者と電力料金の契約電量によってかなり値上げ幅が違うみたいでありますけども、これはかなり今後のコスト影響に、いろんなところで影響してくるのではないかなというぐあいに思っております。

それとですね、全然、また話がちょっと変わりますけども、69ページですね、これちょっとあんまり時間がないのでちょっと難しいんですけども。

議長（赤松孝一） 2回できますよ。

16番（谷口忠弘） そうですか。途中になりましたら、また、質問させていただきます。

これは、人件費の関係が出てる表なんですね。今回、人件費の異動がかなりありますね。これは人事の異動、各課の異動と、こういうことで人件費の異動があるんですけども、ちょっと私、調べてみたら、ちょっと気になったところは時間外手当です。時間外手当、ここで補正で上が

ってまして4,000万円ちょっとの金額が出ておりますけども、人件費と賃金と、この時間外手当、この3点に絞ってちょっと調べてみました。

人件費は、これは平成19年と23年の対比ですけども、大ざっぱな数字ですけども2億円ぐらい、これ人件費下がってるんですね。職員数が下がっておりますから当然ですね。時間外手当は、平成19年度から比べればふえてますけど、ここ2、3年は、この4,300万円、4,500万円と、こういう数字がずっと横並びであります。

賃金については、もちろん上がっております。かなり上がっておる。こういうことから考えてですね、これ一体、どういうぐあいに読めるかなというぐあいに私なりに考えたんですけど、要するに人件費は下がってる、賃金は上がってる、時間外手当はずっと同じ、ここ3年、4年、これは一体どういう傾向かなというぐあいに、まず思われるか、どの課長さんでも結構ですから、答えていただければ。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 谷口議員のご質問です。こういったことは正確に分析をしなければならないと思っておるんですけども、私が思っておりますのは、やはり業務は一定ございます。そうした中で、人件費というのか、職員を削減いたしております。そうした中で、どうしても超勤にまで及ぶ、やっぱり事務処理をしていくのの一つ、そういった時間が、超勤がかかってきているということがございます。

それから、年々、同じではないかと思われまますけども、例えば、本年度につきましては、消防のことを申し上げましたら全国大会へ行くと、こういった臨時的なことが起きた場合、それから選挙も、国からお金が来るといふもの、上げるときには同じように歳出では上げておりますので、そういった、年によった臨時的な行事やイベントによっても変わってくるというふうに思っております。

それから、いろいろ臨時的にといいますか、その年によって、例えば、ことしでしたら住基法の改正がありまして、コンピュータをいらわなきゃならないと、そういった段階も、日中はできません。どうしても夜間にせざるを得ない業務というものが出てまいります。そういったことも勘案しまして、今、申し上げましたのは臨時的なことで、それから、どうしても人員削減による業務量は、やはりこなさなくてはならないといったことがございますので、そういったことも時間外手当に影響しているというふうに私は思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

- 16番（谷口忠弘） 私は率直に思ったのは、職員数が減ってる、パートさんや臨時職員さんですね、賃金でカバーしていると。しかしながら、どうしても職員でやらなければならない仕事はあると、これは臨時やパートさんには任せられないと、そういうものが固定化してしまっていて、ずっと4,000数百万という時間外手当になっていると。私は、こう率直に思ったんですけどね。そういう見方で間違いないでしょうかね。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） あと1点、私も、谷口議員がおっしゃる点は、私も、そういったことがあると思います。それからもう1点は、臨時職員の中でも事務的にアルバイトを、職員数が減ったということで、事務職的なんで、アルバイトというのは十分、その職員数が減ったから、それを補充し

ているといった形ではございませんで、保育所現場とか、それからあれですね、給食センターだとか、そういった分野では臨時職員をお願いしております。

例えば、保育所の職員で保育士さんが減ったら臨時職を充てたりとか、こういった実態はありますけれども、それに比較しますと事務職員数は減ったから臨時職員をあれするというケースが少ないといったこともあるかというふうに思っております。

1 6 番 (谷口忠弘) 時間外手当がずっと固定化しているのはどういうことだということは言うてもらえませんか。

総務課長 (奥野 稔) 今、時間外手当が固定化。

1 6 番 (谷口忠弘) 4, 0 0 0 万円ぐらいでずっと固定化している。

総務課長 (奥野 稔) これは、固定化しているということは、やはり日常業務では賄え切れない事務量があるというふうに考えざるを得ないと思っております。

1 6 番 (谷口忠弘) 時間がありませんので、またします。

議 長 (赤松孝一) ほかに質疑はありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番 (塩見 晋) それでは、一般会計補正について質問いたします。

基本的にいろんなところに散らばっておるんですけど、私が今回の補正を見まして、いわゆる需用費ですね、光熱水費とか、燃料費の補正が、もういろんな施設があるところに全部、補正で出てきているんですが、当初の予算できっちり見てあれば、あまりこの必要はないと思うんですが、2 3 年度の決算と比べましても、全て予算額が少なくなっている、そういう状況で、こうして補正が出てくると思うんですけど、結局、こうして補正をつけて、前年度ですか、前々年度かもわかりませんが、いった金額に大体合ってくるということは、予算の段階であまりにもカットし過ぎてやっておるんじゃないかなと、予算の総額を抑制するために、そうなんかもわからんですが、結果的に、このカットしたこと自体が何の効果にもなっとらんんじゃないかなというふうに思うわけですが、これは企画財政ですか、そこら辺含めて答弁願いたいと思います。

議 長 (赤松孝一) 浪江企画財政課長。

企画財政課長 (浪江 学) お答えします。需用費、光熱水費等になるわけですが、これらにつきましては、まさに今も来年度、当初予算要求と、その査定の時期になってるわけですが、必要以上にたくさんカットしてということはしているつもりはございません。ただ、経費をできるだけ抑制していくという意味では、若干削らせてはいただいております。

そういう中で努力をして、節水なり節電なりを呼びかけていくと、それを実行していくという、そういう姿勢も持っていただく必要がありますので、少しはカットさせていただいていることは、実際のところございますけれども、大きくそうしているつもりはございません。

結果として、決算で、どのような動きになるかは、その補正予算、補正予算で、また様子を見ながらつけさせていただいたりしてるということになっているだろうと思っております。結果、前年度の決算と同額であれば、それはそれでやむを得ないですし、それが抑制につながった結果になればそれでいいというふうな考え方でございますし、むしろ先ほどもありましたけれども、電気代なんかは、あるいは燃料代でも、特に変動が激しい時代でもあります。

したがって、それは、その年度の途中で補正をしていく、そういうことも必要な場合もあ

るということですし、先ほど谷口議員が言われました来年度の電気代のことにつきましても、正直頭の痛いところにあるということでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 言われていることは、そのとおりかと思うんですが、例えば、私が、今回の補正の中で拾い上げただけでも保育所の管理運営ですか、これ予算が、光熱水費ですね、予算が1,300万円、今回、補正が250万円ですが、23年度の決算では1,585万円いってるわけですから、結局、まだ補正ですから、最終的に、どんだけ抑制できるかわからんですけども、結局、前年度並の金額が要るような感じになってきているというわけですね。ずっといけば勤労者の福祉センター、それから有機物供給施設、小学校管理運営事業、それから、自校給食、中学校管理運営、幼稚園、公民館、知遊館、全ての、こういう建物について、補正がついてくるんです。その中で一つ、46ページの土木総務費の燃料の補正についてお伺いしますが、前年度は12万円と、前年度の決算ですね、23年度。非常に少ないんですが、ことしは、24年度については70万円の予算がついています。その上に補正が15万円、今回あるわけですが、何か特別なことがあっての、この予算だったと思うんですが、これはどういうふうなものがあったのでしょうか。

建設課長ですか、お願いします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今回、15万円の補正を計上させていただいております。この部分につきましては、いわゆる平成24年1月から3月ぐらいまでの部分につきまして、使用見込みを立てさせていただいておりますけれども、その部分で若干15万円程度、前年度実績が出てくるのではないかというふうなことから、15万円を上げさせていただいておるというふうな状況でございます。

ほとんどのやつが、前は補助事業の関係もございまして、いわゆる一定事務費の関係で見ることができましたけれども、今は、そういうふうな事務費の関係もございませぬし、全ての部分が単独費になっておりますので、町のほうとしても、うちの課の部分につきましても、やはりできるだけ経費を削減したいというふうに思っておりますけれども、一定程度、やはりどうしても現場に行かなければならないというふうなことがございまして、今回15万円計上させていただいておるというふうな状況でございます。

これが、なぜこうなるとるかというふうなことではなしに、今まで、今後1月から3月部分、特に除雪の関係も出てまいりますので、今回その部分も含めて、ここの土木総務費で上げさせていただいたというふうなことでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） お尋ねしたことは、1番は燃料が、予算が70万円でしたね、今年度、違いましたか。前年度は、決算で12万円しかいっとらんというふうに、僕が調べたところなんですが、非常に予算額がふえとるのが何だったんかということが、一番知りたかったんですけども。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。申しわけございません。今まで、例えば道路新設改良費だとかいうふうなところで見させていただいておりましたけれども、今回一括で、

一つのところで出させていただこうというふうな思いもございまして、いわゆる土木総務費の部分で、今の、この4台分を持っております部分を、ほとんどの部分を土木総務費で上げさせていただいておりますので、その点と比較させていただく中では、そういうふうにふえておるといふような状況でございます。申しわけございませんでした。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 総枠で、この補正が光熱水費と燃料費とで、私が拾っただけで669万円、700万円近い補正になつとるわけです。その中で一番、やっぱり多く占めとるのが教育委員会の関係の小学校、中学校、幼稚園、公民館、知遊館、それぞれが前年度の決算と、ほとんど同じとこまで補正をつけることによって、予算がふえてきとるわけですけど、ここもやっぱり教育委員会で予算を立てられるときに、抑制を考えながら、この予算をつくられたと、こういうことでしょうか。

教育長にお尋ねします。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 次長のほうからお答えさせていただきます。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） すみません。私のほうから、ご指名によりましてご説明させていただきます。

ご指摘の件ですけども、基本的に光熱水費等につきましては、できるだけ前年度実績を勘案して予算も配分させていただいております。ただ、そうした分、どうしても消耗品費等の、また修繕費等で相当な圧縮をせざるを得ないということがございまして、結局、補正も、そうそうできませんので、突発的な細かい修繕ですとか、そうしたもので、年間を通じてオーバーして、その分、燃料費、光熱費等の経常費をくってしまうというような実態があるということでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 需用費と修繕費とが一緒になつとる中で、計算が使われていっつとるということですか。

それちょっと、これ資料を見とつても、そういう部分は非常にわかりにくいですね、僕らにとっては何かどうなっているのかということが、やっぱりそこはその項目ごとに、そういうことをやっぱり出してきてもらわんと、一緒くたになつとるということは、非常にわかりにくいわけです。仮に今は中学校の管理運営事業で見ますと、燃料費が予算で130万円です。今度、32万円の補正がついております。合わせて162万円ということになりますね。結局、23年度決算で164万円使つとるわけですから、必要な額はつけてあったということは、先ほどそうおっしゃいましたけど、必要な額でいくとやっぱり今、言った、この燃料費でも164万円、少なくとも160万円ぐらいは、最初からつけとかなん金額じゃないかなというふうに思うわけですが、それが予算で130万円に抑えられておつたということは、先々、足らなければ補正で何とかなっていくんだろうという考えのもとで、初めの予算が組み立てられつたんかなというふうな気もするんですが、疑ってかかって悪いんですけども、その点はどのように、教育長、どのように思われます。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。私のほう、不確かなことを答弁しますと誤解を招きますので、こ

それは予算を、当初予算を編成するときの問題もあるんじゃないかと、そのように思っております。はい。それ以上は、私のほうではわかりません。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからも再度お答えをさせていただきます。先ほども申し上げましたけれども、大きなカットはしているつもりはありません。ただ、年間の運用の中で不足がしているということは事実で、それが補正予算としてあらわれてきているというふうに思います。

それから、同じ需用費の中に、先ほど小池教育振興課長のお話にもありましたけれども、同じ需用費の中で修繕料があって、修繕料について見込めるものは見込んでおいても、多分、その発生するかもしれない修繕料があれば、それは予算をつけずにスタートする場合があります。その場合に、その年間の中で緊急修繕が発生すれば、同じ需用費内で流用が可能ですので、修繕費を優先することがあって、結果、その消耗品費は少なくなって、補正をしなければならないというケースも出てくるということもあります。

したがって、いつもこの時期にそういったところを調整して、補正予算をさせていただいておりますので、そのことが、私は悪い方法ではないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） よいか悪いかということを知っているんじゃないかと、そういうやり方が、ちょっと僕はあまり理解しがたいということをおっしゃるわけですね。それから、これは環境課の最終処分場の薬品代、これ、この前、委員会で課長にもお尋ねしたことなんですが、やっぱり最初に要求した分を削られるとこっち言い方おかしいんですけども、減額で要求をただけは査定してもらえなくて、結局、今回でも60万円の補正を組んでやっていかんなんようになっておると、こういう説明を受けました。

先ほどおっしゃいますように、電気代とか燃料代とか、若干、その値段の、価格が変わるものは確かにあると思いますが、課長いわく、最初から引かれておるんだというようなことを委員会の中でもおっしゃいましたんで、満額ということはないと思うんですが、ある程度、加味してから予算を立てると、補正、補正でいけばいいという感覚が、僕は中で、役場の中で働いておるんじゃないかなというふうに思うわけですが、副町長、どういうふうに思われますか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今の段階で、補正予算をごらんになって、そういう感を持たれるのは一定わからないではないんですけども、先ほど来、企画財政課長がお答えしていますように、最初から大きななたを振りかざして、無理なカットをしているという認識はございません。予算を組むわけでありますから、歳出だけじゃなくて、歳入のバランスも考えながら、一定、この程度は、各課で、この程度の予算で何とか乗り切ってほしいというものを査定をさせてもらっておるつもりでございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 最後に一つだけ、副町長にお尋ねします。それぞれの課で、予算の範囲内でおさめんなんという血のにじむような努力がされてるといふふうに副町長は思っておられますか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 25年度予算を編成するに当たって、予算編成方針の中で、いわゆる通常経費の

5%カットを職員には提示をしております。もちろん、合併後10年をたちますと、交付税の特例措置をはじめとして、いわゆる合併特例がなくなるということは、職員も十分認識をしておりますので、それに備えて、ことしに始まったことではないですけども、10年後を目指して、さらに言えば15年後を目指して、合併後10年、15年後を目指して節約に努めなければならないという認識は、職員の全てが認識をしてもらっておると思います。

議員が言われますように、血がにじむような努力というのは、それぞれの現場の状況は、ここには把握はしておりませんが、課長を先頭に、そのことは十分職員の末端まで認識はしてもらっているというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 副町長の思いはわかりました。僕的には、やはり補正で対応すればいいんじゃないかなという安易な気持ちですが、こういう形の中で生まれておるんじゃないかなということの懸念がありましたので、少しきついような言い方になったかもわかりませんが、お尋ねをしました。

以上で質問を終わります。

議 長（赤松孝一） それでは、ここで45分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時32分）

（再開 午後 2時45分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、一般会計の補正予算につきまして質問いたします。

まず1点目、48ページでございます。街路灯、防犯灯整備につきまして、産業建設常任委員会でもお聞きいたしました。その後、また、これは議会懇談会で、私、担当してました知遊館で、たくさん出た意見でございます。また、その後もお話を聞きましたので、確認の意味で質問いたします。

街灯が引き抜かれてしまい、鼻をつままれてもわからないほど暗くなっている。これが岩滝本庁舎のメイン通りのことでございます。ご存じのように街路灯の防犯灯の整備につきましては、商店街活性化事業で3分の1が京都府、3分の1が町、3分の1が自己負担で完成するんですけども、その後の維持管理につきましては岩滝、野田川、旧加悦につきまして、それぞれの維持管理の方法が違う方法で管理をされてきたところでございます。常任委員会で、建設課長のお話では、それを一つにするということだったと思うんですけど、管理の方法、それでいいんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、街路灯、防犯灯の関係につきましては、今、建設課が所管をさせていただいておりますものと、それから、商工会が持っておられたやつは、今、岩滝地域の地元の区長さんのほうで電気代の支払いをさせていただいております、その部分について商工観光課のほうで補助をさせていただいておるというふうなことになっております。

この部分につきまして、平成25年度からは、今の街路灯、防犯灯の部分におきまして、建設課のほうで、全部の部分について維持管理をさせていただき方向性で今、考えております。

議長（赤松孝一） 4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） それはありがたい話なんですけども、今、立ててある防犯灯とすずらん灯という形状、形態が違う照明器具になっておるわけでございます。

商店街の方のお話では、ぜひとも今のすずらん灯といわれるような形態で、形状で管理をしていただきたいと、修理につきましても、それを継続して立てていただきたい。単なる防犯灯で終わらないようにしていただきたいという意見が多いんですけども、岩滝地域につきまして、こういう方向でいくんでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、岩滝地域の部分の、いわゆるすずらん灯の電気代が、どの程度のものだというふうなことがわかりませんので、きちっとした答弁ができませんけれども、私といたしましては、一旦、町が防犯灯で引き継ぐならば、いわゆる今まですずらん灯で、例えば何とか商店とかいうて、よく書いてございましたけれども、その部分については取らせていただくというふうに思っております。

それは、やはり当時は、一番最初は商工会のほうで、そういうふうな地域の活性化と、それからまた、そうやって商店街の皆さんも、そうやってすずらん灯を立てることによって、一定、地域の活性化を図っていかうというふうな中で立てていただいたというふうに私は思っております。

そういうことから、なかなか今の商工会のほうも維持できないということで、この地域の、いわゆる区のほうに預けられたというふうに私は思っておりますので、そうであるならば、やはり防犯灯と同じ扱いになるのかなというふうに思っております。今ある部分については、そのままでおこうというふうに思っておりますけれども、もしもそれが、例えば補修をしなければならぬというふうになるならば、今の防犯灯と同じような器具を設置させていただきたいなというふうに思っております。

ただ、どちらが安いかなというふうなこともございますので、私どもも今、そういうふうな研究もしていませんので、今後、また、そういうふうなことも研究させていただいて、いわゆる経費のかからない方向でやらさせていただきたいというふうに思っております。また、今、岩滝のすずらん灯の部分につきましては、既にもうLEDになっているというふうに聞いておりますので、一定程度、補修だとか、そういったものはしなくてもいいのかなというふうに思っておりますので、今、形態が例えば、大体15年とか、そういう部分につきましては、今の形態のままでおれるのかなというふうに私個人としては考えております。

議長（赤松孝一） 4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） 今、議会懇談会でお話が出たのは、特に岩滝本庁舎の前の岩滝の商店会の方々の話なんです。年末年始はぜひとも、その通りが明るくなるように、今からでも整備をお願いできるんでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。この防犯灯の部分につきましては、たかさんの区のほうからの要望がございます。

したがいまして、町のほうといたしましては、一定、地域の概要も見させていただきながら、防犯灯、いわゆる防犯灯の新設なり、また、修繕を行いたいというふうに思っております。

今、町内、各地域を見ますと、たくさんの防犯灯を設置してほしいというふうなご要望がございますので、その地域も含めて、全体として見定めさせていただいて、やはりどうしても必要だというふうなところの部分については、設置をしなければならないだろうというふうに思っております。

今、議員がおっしゃっておるところが、どこだというふうなことは、私はわかりませんが、そういう方向性でやはり考えるべきではないのかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひともですね、岩滝の中心地でございます。明るいまちづくりに建設課が一本で、そこで担当されるんですから、管理もしやすいと思いますので、進展いたしますようお願いしておきたいと思います。

4 4 ページ、先ほど井田議員のほうから染色センターにつきましてございました。これに関連して、織物振興対策事業も産業建設常任委員会でお話は聞きましたけども、年末を迎えまして、この事業の取り組みにつきまして、確認の意味でお尋ねしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） ちょっとすみません。質問内容をはっきりと。

4 番（杉上忠義） 技術革新事業補助金になっております。どういった技術革新に取り組まれるのか、お尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えさせていただきます。これにつきましては、ダイレクトコントローラーの補助でございまして、USB対応の最新型のものに3.5インチフロッピーからかえられまして、USBの対応の補助金でございまして、当初予算20台分、180万の予算のところを追加で19台分ということで105万1,000円、3分の1以内の9万円補助でございまして、機種が何機種かございまして、その金額に応じて3分の1を補助するものでございまして、利用が非常に多くなっておりまして、今回、補正をさせていただくものでございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そこでですね、毎年、年末の不況対策で織物振興にも取り組まれるんですけども、どうも本年度は、そういった看板が、岩滝庁舎であまり大きく見かけませんが、ことしの取り組みはどういうふうになっているのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。ここ数年、年末には開設をしておりましたが、相談等ございませんので、今年度につきましては、土日との絡みもございまして、開設はいたしません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） これも議会懇談会で出まして、石川地区から出ております。織物業の状態として、工賃がむちゃくちゃ安いと、それから最低工賃を守れ、機の、織機の修理を、ぜひとも行政から支援をお願いしたいというような厳しい悲痛な意見が出されております。こうしたことから、ぜひとも、ことしも年末の不況対策は要るんじゃないかと思うんですけども、再度、質問させていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 常任委員会のほうでも議員のほからお話をいただいております、懇談会のところで出た話ですけれども、こちらのほうと、町といたしましては、今年度につきまして、年末の窓口につきましては、開設を考えておりません。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） どうも行政と、その織物業者の方との、どうも話がかみ合いせんけども、京都新聞の12月14日に深刻な記事が出ております。与謝野町は、人口10万人当たりの自殺死亡率は、与謝野町が京都府下で一番高いという記事が出て、ショックを受けているところでございます。こういった記事が出るぐらい深刻な経済情勢であるんじゃないかというふうに思うんですけども、なぜその年末の不況対策は、ことしはしなくてもいいんか、全く私にはわかりませんが、町長どうなんですかね。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 年末ということに限らず、町としては通年的に、そうしたことをやってきているということも含めて、相談件数そのものが、開設をしておりますも、ないという中で、今回、そういう判断をしたんだというふうに思いますし、別に年末でなくても、今の時期でも当然、商工観光課のほうへ、ご相談いただきましたら、町としては、それに対しては対応をしておりますので、その年末ということに限った対応ということにはなっていないというふうにご理解いただけたらと思います。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 新聞の記事、読まれたと思うんですけども、この住民環境課が答えておられるんですね、自殺が多い原因で。この地域の経済状況、これがトップに書かれています。この辺が、住民環境課が、こういうふうに捉えているのにですね、担当する商工観光課が、どうも、そういう感じを持っておられるのは、どういう、課長会で、こういう問題は出ないんですか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、年末というような、そういう期間を限ってではなしに、非常にこういう状況でございますので、町としては年中、それらに対して対応できるような、そうした形を整えているということでご理解いただきたいというふうに思います。通年的にやっているということは、そういうことでございます。

それについて、住民環境課は住民環境課のほうで心の体温計ということで、早く自分の状態を、心の状態を知る、そうしたものを開設してやっておりますし、具体的に、この年を乗り越えるのに、どうしたらいいかというようなことは常時、今の時期でもお困りの方があつたら、当然、商工観光課に行っていたらというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員のご質問にお答えを、補足的な面でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

私、残念ながら、その12月14日の新聞の記事、ちょっと拝見しておりませんので、申しわけございません、その新聞取材に応じましたのは、私でございます、記者の方といろいろとお話を差し上げておりました。そのときに、特に申し上げておりましたのは、今、議員のほうでは、

経済問題というふうなことがメインというふうな印象で、私は受け取らせたいだけなんですけども、その記者の方にお話ししたのは、家庭問題ですとか、健康問題ですとか、当然ながら、その経済、生活問題、あとは勤務問題ですね。リストラですとかいうふうな、一つ以上の複合的な悩みを抱えられて自殺されるというふうなケースが非常に多いというふうなことを申し上げたつもりでおります。

それともう1点、与謝野町が10万人当たりの自殺率が一番多いというふうなご発言をいただいたんですが、私どものほうから各報道機関のほうに提供しております資料も含めて、京都府下で1位ということは、ここ数年の間ございません。申し上げておりますのは、平成21年が府下で6位、平成22年が京都府下で2位です。平成23年が京都府下で8位、この府下の順位ですけども、京都市内の各区も含めての順位でございます。

以上、補足させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 新聞記事を読んでないという驚くべき答弁でございましたけども、話があればですけど、どうして読まないのかわかりませんが、私、自殺対策の研修がありましたね、ゲートキーパー研修会でしたっけ、これ議員の方も行かれてますし、ちょっと私は行かなかったんですけども、失礼しました。選挙で忙しかった。申しわけございません、行ってないんです。行ってないんですけど、そこまでやっておきながらですね、今の答弁は、どうも深さが足りないような気がします。私も反省しますが、ちょっとほんまに深刻な話で恐縮でしたけど、そういう研修会も終わった後ですので、ぜひともしっかり、駆け込み寺になるのは、やっぱり役場しかないと思いますんで、やっぱり研修の成果を生かしてもらいたいし、ぜひとも、商工観光課へ行っても相談できるし、住民環境課へ行ってもできると、岩滝の庁舎でも、どこか地域振興課でも、そういう相談窓口があればいいんですけど、そういうのも必要じゃないかなと、私は思います。

そういうトップダウンでこの際、町長、人員配置ができないんでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほどから何回も答えてることの繰り返しにしかならないわけですけども、やはり、この地域の商工については、とりわけ商工会という団体が、自分たちの、みずからの団体があるわけですので、やはりそこへまず、ご相談なさって、どうしてもものときは、そういう方法だあってあるわけですし、町は、それらについて年末ということに限らず、通年的に一年通じて、そうしたことがあったら、それに対しては、できるだけ対応をしておりますし、年末だから、あるいは、そうした相談があっても知りませんという、そういうことではない。殊さら、そうした窓口を置くということについては、やはり今までの実績の中から、職員も、それだけにかかっているわけではございませんので、そうしたご相談があったら当然、対応はさせていただくつもりでございます。

そうしたことで、だから何もしてないということにはならないということだけは、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 厳しい年末でございます。ぜひともしっかりした対応をお願いしときたいと、第1回目は、これで終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 1 番、小林議員。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今までにたくさん議員が、いろんなご質問をなされましたので、一つだけちょっと企画財政課の関連かと思えますけども、お尋ねしたいと思います。

1 3 ページの寄附金のことの、ふるさと納税寄附金のことにつきまして、お尋ねしたいと思います。まず、この 1 3 ページの総務費寄附金 3 3 4 万円が、補正前の額がございまして、総トータルで 3, 2 1 3 万円ということになってますけども、この 3 3 4 万円というのは、どういったような内容のこととございますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

この間、総務委員会で聞きましたら、ふるさと納税寄附金は、今年度 8 件で 5 8 万円ということをお聞きしたと思っておるんですけども、この 5 8 万円が、この中に入っておるといように理解させてもらったらいいんですか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今回の補正予算書の 1 3 ページの下になります。寄附金の総務費寄附金で、補正前の額が 3 3 4 万円、今回 2 1 万円を補正をさせていただいているということとございます。今回の 2 1 万円の補正予算につきましては、一応、1 0 月 2 5 日までに、今年度ございましたふるさと納税の寄附金が、その時点で 7 件ございまして、その後 1 件あって、今、議員が言われました 8 件になっているわけですけども、その関係で今回 2 1 万円を補正をさせていただきまして、ふるさと納税をお受けするというところとございます。

この 3 3 4 万円のうちには、このふるさと納税も含んでおりますけれども、ほかの総務費寄附金も含んでいるということで、ちょっと当初予算なり、補正予算のところの資料を、まだ持ち合わせておりませんので、何が含まれているかはちょっとわかりませんが、それ以外のものが含まれているということだと思っております。

木崎良子さんの関係のあれが、そういえばございました。ダイハツさんからの寄附金をお受けしたということとございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） わかりました。それと、昨年度の決算では、いわゆるふるさと納税が 8 5 万円いただいておりますが、こういったふるさと納税をいただいたお金の行く先というんですか、使い道はどういった形のところにお使いになっておられるのか、ちょっとその辺のことをお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。平成 2 4 年度は、まだ途中でございますので、平成 2 3 年度までの決算額の数字で申し上げますと、合併をいたしまして以後、平成 2 0 年度から平成 2 3 年度まで 3 8 5 万円余りのふるさと納税の寄附金をいただいております。平成 2 0 年から 2 3 年度までの数字でございますが、3 8 5 万円余り、件数にして 4 3 件お受けをいたしております。この寄附金をお受けするに当たりまして、8 項目の中からご希望の分野を選んでいただきまして、お受けをするということとございます。その中で多いのは、やはり安心と生きがいのある福祉のまちづくりに活用してほしい。あるいは、あすの人材を育てる教育・文化に役立ててほ

しい。それから、町政全般に役立ててほしい。あるいは、特に分野を指定されないケース、これらが8通りの中でも多いところがございます。

これらにつきましては、ふるさと納税をしていただく皆さんのお気持ちに沿って、その年度に充てさせていただいております。福祉なら福祉の事業に、教育なら教育の事業に決算統計上、充てさせていただきまして、どこに充てさせていただいたかを、ふるさと納税の台帳上でわかるように残させていただいているということで、寄附していただきます方の趣旨に添って、その年度に使わせていただいているということでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ただいま課長から、使い道の詳細につきまして、ご説明を受けたわけでございますが、私もちょっと町のホームページで見せていただきまして、いわゆる今、課長が申されましたような、いわゆる第一次与謝野町総合計画に基づくまちづくりに使わせてもらうというような主体のことがうたってございまして、その中のことの今、課長が申されました安心と生きがいのある福祉のまちづくりでありますとか、あすの人材を育てるとか、いわゆる特定の希望がある場合は、そういったことに、趣旨にお使いになるかと思えますけれども、ちょっと私、これホームページを見せていただきまして、非常に何かフアジーな感じがしまして、やはりこういうことだと、一つの目的を絞ったことを何項目か書かれたほうがわかりやすいんじゃないかなというような形を見せてもらって、そういうような気持ちでおるんですが、いわゆる、よその町のことをちょっと見ましても、基金条例を設けられて、ふるさと納税に関しての、そういう中で、こういう形で使いたいという、うたったことがある町もでございます。そういった、いわゆる条例なんかでやってみようかというようなお気持ちはないもんですか。

今であるならば、いわゆる一般の財源にすんなり入って、それで運用されるというような形で、非常に何か貴重な資金を送っていただいて、やはりそれを有効活用するという形の受け皿として、もう一ついかがなもんかなという思いでおるんですが、そのことにつきましてのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今のところは、基金まで創設をして対応させていただくということは考えておりません。これまでの経過の中では、監査委員さんからのご指摘もありまして、その目的に応じて寄附をしていただきます。福祉とか教育とか、町政全般とか、その目的に使わせていただくべきなわけで、それをどのように整理しているかというところで、ご指摘も過去にはお受けしたことがございまして、それを記録に、きちっと台帳上、残させていただいて、ご本人さんには、こういう趣旨のご要望でしたので、この趣旨の予算に使わせていただきましたということをお返しをして出させていただければ、特にご寄附いただいた方のお気持ちには沿うんじゃないかというふうに考えておりますので、当面この方法で対応させていただいたらどうかというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それに関連しまして、いわゆるそういった、いただいた寄附金の事業にお使いになった、あるいはまた、こういうことに使わせていただいたとか、あるいはこういった効果が出てますよとかいうようなことを、言うなればホームページに、やはりちょっと記録、出されたら

出された人も一つの、個々に報告ということも大変でしょうけども、いわゆるそういったサービスと申しますか、そういったことはお考えになる気持ちはないですか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 寄附していただいた方に、できるだけアンサーバックしていくということは、これは必要かというふうに思いますので、できるだけ対応させていただきなきゃならないかなというふうには思っております。

ただ、ご寄附をいただく方の中には、公表は、もう差し控えてほしいという方も、中にはございます、公表をですね。名前とか、そういうところですね。特に指定をなさらずにご寄附いただく場合もございますので、全部が全部に、このように使わせていただいたということをお返しできるケースばかりではないのではないかとこのふうには思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 私はいただいた方の情報を流すのではなしに、どういうことに使わせてもらったと、あるいはまた、こういう効果が期待しておるとかいうような、そういう報告が、使われたほうの報告がホームページ上で出されたら、与謝野町のページを開かれた方に対しての一つの御礼の報告かと思っておりますので、それを申し上げたようなことでございます。

いろいろと質問もしたいことはございましたけれども、きょうまでの、今までの議員さんが申されましたので、重なりますので、これで終わらせていただきます。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 6 番、谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） それでは、2回目の質問になりますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、ちょっと尻切れみたいな形になりましたので、改めて69ページにかかわることにつきまして、質問させていただきます。

先ほどの話の、質問の続きでありますけども、総じて人件費ですけども、職員数が減少しておるといふことで、人件費自体は減少しておると。ところが、それを補うために臨時職員でありますとか、パート職員ですね、これの賃金、これについてはふえております。それともう一つは、時間外手当につきましてはですね、ここ2、3年、4、000数百万円という数字が上がって来ますけども、横ばいの状況であると。この三つを総合して考えられることは何かと言ひますと、職員数が減った分については、パートさんや臨時職員で賄っていると、しかしながら、パートさんや職員さんでできない仕事はあるので、それは正職員がしなくてはならないと、そういうことで時間外手当は減らないと、こういうことだと思ひますね、総じて考えて、そういうことで間違ひないでしょうか。ちょっとその点について、改めてお尋ねします。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 谷口議員、今おっしゃいました、そのとおりであるというように私も認識をしております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 特に決算書をずっと見ましたらですね、時間外手当につきましては、民生費ですね、これの関係の、さっきの質問のときにお答えになった、例えば消防であるとか、選挙があるとか、ないとか、これには大きく左右されますけど、慢性的に比較的多いのは民生費の関係です

ね、これはどうして、こうなるんでしょうか。課長がおられますんで、ちょっとお答えいただいたらと思うんですけど。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 手元に決算資料を持っておりませんので、大体、方向としてお答えをしたいというように思います。

ご承知のとおり民生費の業務の中で、相談業務というのがたくさんあります。そういったことで、相談業務を丁寧にすれば丁寧にするほど、機械的な事務がおくれるということになっております。福祉課としましては、本当に町民の皆さんの相談については、丁寧にワンストップで対応したいというように思いますので、一つのことで来られても、その関連するところについて、丁寧に聞きをしております。

そういったことがありますので、この時間をかなりとりますので、どうしても時間終了後にしか事務がとれないというようなことがございますので、丁寧な対応が超勤につながっているということで、これが福祉課の私どもとしては、これは一定、いいことかなというように思っておりますけれども、職員については大変、超勤をするというのが大変なんで、そのあたりはバランスを考えなければ仕方がないとは思いますが、そういったことが要因であるということをご理解いただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 課長がおっしゃられるようにですね、町民の皆さん方に親密になって相談に乗ってあげるといことは、非常に大事なことだというぐあいに私も思います。そういうことを鑑みて、それと先ほど言いましたようにずっとそういう傾向が見られますので、町長、ここは、例えば各課の配置の人員、これについて少しやっぱり再考せないかんのじゃないかというぐあいに思うんですね。慢性的にも足りないよ。

まあまあ、相談業務が年々変化はしますよ、確かに、多いときもあれば少ないときもあるかもわかりませんが、これからやっぱりふえる傾向にあるのではないかなと、私はそう考えているんですけども、中には残業のないような、少ないような課もありますしね、そこが、人が余っているとは言いませんけども、言いませんけども、これだけ、ちょっと各課によって差異があるということを見たら、当然そういうことも考えなければならぬと、職員数は減っていく、総体的に減っていく中で、どの課も難しい問題あると思っておりますけど、そういうことを考えるべきではないかなというぐあいに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、そういう考え直す時期に来ているというふうに思っております。それには抜本的な改革といいますか、それこそ幼稚園や保育所、また、庁舎の問題も含まれてくるかと思っておりますけども、そうした形の中で、どうすれば一番、そうした人数が少なくても効率的にやっぺいけるかという、そうしたところは真剣に考える必要があるかと思っておりますし、課の編成につきましては、一遍にはできないかもわかりませんが、少しずつでも改善できるような方向へ持っていく必要があると、そういうことは十分認識しております。今後、そうした方向で進めていかざるを得ないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番 (谷口忠弘) それともう一つはですね、次のページの71ページなんですけども、級別職員数というのが載ってあります。これを見ましたら、平成24年11月1日現在と12月1日現在ということで、わずかな期間ではありますけども、見ましたらですね、3級の方が減って、7名減って、4級の方が7名ふえたと、こういうような状況で、総体的な人数は213人なんですけども、このバランスですね、級別と言えども、ほとんど年齢とイコールではないかなというぐあいに思うんですけども、従来、退職される職員さんがおられたら、その3分の1でしたかね、2分の1か、ちょっと忘れちゃったけど、の採用をされるというようなことはちょっと聞いておりましたが、この年齢別、級別のバランスですね、横に構成比が書いてありますけど、一番ボリュームゾーンは、3級の方が62%ですかということでもありますけども、この辺は、僕は他町のことはよう知りませんが、よく言われるのはですね、やっぱり中間層がだんだん少なくなってくる、中間層というか、下の方と真ん中の層ですね、頭でっかちになってくるというような状況なんですけども、この構成比を見られてですね、何かお感じになっているところがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思うんですけども。

議 長 (赤松孝一) 太田町長。

町 長 (太田貴美) 4級が非常に多いじゃないかということ。中間層、これらについては、構成については、ずっとの積み重ねの中で今現在に来てるわけですけども、あるときは保育所あたり非常に保育士の手が足りないときに、大勢正職員を雇用した、そして、その後は全く雇用しない時期が10年ほどあって、それぞれの町も同じような傾向があったときに、そういうアンバランスが生じてきているということがございます。ですから、できるだけ新しい町になってからは、確かに2分の1だとか、3分の1だとか言っておりますけれども、やめる人数だけじゃなしに、それに見合った、やはり人数をふやしていく必要があるかなというふうに思っております。

先ほど、福祉課のお話もちらっと出てましたけれども、福祉課あたりは一番人数をふやしてる課でございます。しかし、実際に、それに対応するためには非常に手が足りない状況であるということも、これまた事実でありますので、いろんな今までの積み重ねの中でのピラミッドがいつな形になってるということとあわせて、その時代時代の要求に応じて雇用してきた、そういう経過があるということで、その辺はご理解がいただきたいなというふうに思っております。

議 長 (赤松孝一) 谷口議員。

1 6 番 (谷口忠弘) これはですね、何も役場だけに限らず、企業でもそうだと思うんですね。仕事というのはどんどんどんどん継承していかなあかんで、ある程度のバランスのとれた年齢構成といますかね、そういう構成が必要ではないかというぐあいに思うんですね。

これは教育長も前、何かの質問のときに最近、学校の現場においてもやっぱり管理職の年代層が結構あるんだけど、あと若い先生ばかりで、中間層の方が、なかなか人数が少ないということで、いろんな伝承がね、なかなかしにくいというような部分があって、なかなか業務的にも問題のあるケースがたびたび出てくるというようなこともおっしゃっておられたようにちょっと記憶しておりますけども、そういうことで、この辺のバランスは常にやっぱり気をつけないかんのじゃないかなというぐあいに思います。

そういう意味で、特にこの横の技能労務職ですね、これにつきましては、この表で見ますと2級の方が2名で、3級の方が27名ですか、おられます。これちょっと前の平成19年の同じ

1 2月議会の資料をちょっと見ましたら、この2級の方が、その当時は3名で、この3級の方が41名おられたんですね。合計44名ということで、ことしは、これ29名なんですけど、この辺は業務にかなり支障は来しているのではないかなと、これぐらいの激減になりますと。特に技能職ですから、誰かアルバイトの方をお願いするというような部分ではないというぐあいに思うんですけど、この辺は現実的にどうなんでしょうかね。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 具体的に職種、職場で申し上げますと、給食センター、それから衛生プラント、それから、あと、例えば学校の用務員さん、こういった方々が、その職種になるわけですけども、新町になりまして、基本的に技能労務職については、退職した後、正職員での補充はしないという考え方で進めてまいりました。

毎年、若干名退職があるわけですけども、その補充につきましては、臨時職員の方をお世話になって、業務を回してるということで、今、議員がおっしゃいましたような、大幅な削減になっているというのが実態でございます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 確かに行政改革ということで職員数の削減を図っていかなあかんということは、確かなことなんだろうというぐあいに思いますけども、そのために、ある一定のところにしわ寄せがいたりとかですね、業務自体に支障を来すというようなことはあってはならないことだというぐあいに思うんですね。そのところは臨時職員さんやパートの方を補って何とかカバーをしているというのが実態なんだろうけども、そういう意味で、やっぱり総合的に、このバランスを考えて、今後も採用するべきところは採用していくというような形を整えていただかないと、継続的な、やはり持続可能なまちづくりにもある程度支障が来すんじゃないかなというぐあいに思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいというぐあいに思います。質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） とりわけ最近では、やはり資格を持った職員の雇用がふえております。保育士、幼稚園、あるいは保健師、そのほかそうした、どうしても専門的な技能を持った職員の雇用というのが、どうしても避けて通れないところであります。

単に一般的な事務ということについては、非常に、人数的にも考えてみますと、非常に少ない形になっているのではないかなというふうに思います。今後の町を維持していくには、どういう形がいいのか、やはり真剣に今、考え直す必要があるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） ぜひですね、仕事の量自体も、やっぱり中身も考えていかなあかんでしょうし、配置転換とか、機構改革とかですね、そういうものも当然、視野に入れていかないと、このまとまった人数、少ない人数で効率的に動かすということは、非常に難しいことではないかなというぐあいに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（赤松孝一） ここで休憩をさせていただきます。

50分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時35分）

(再開 午後 3時50分)

議長（赤松孝一） それでは休憩を閉じます。休憩前に戻りまして、一般会計補正予算第6号を議題とします。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、一般会計補正予算の2回目をやらせていただきます。

先ほどの続きで、50ページの浚渫の部分ですけれども、先ほどちょっと中途半端になったみたいな、喜楽家のとこでというような、この予算についての執行状況は聞かせていただきました。浚渫する場合には、必ず残土捨て場が要るわけですね。これの残土は町のほうを受けられるのか、それとも業者ということなのか、そこから質問をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今回の部分につきましては、いわゆる自由処分というふうな格好で見させていただいておりますので、町が一定程度の、いわゆる距離を見させていただく中で、業者のほうが必要と思われるところに、そういうふうな適正な処分をしていただくということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 先ほどのときに、京都府の場合には野田川の浚渫等をされるときに、京都府のほうで捨て場所を段取りしていただいたということで、いわゆる例えば、私とこの香河川についても、結構、浚渫をしなければならない状態になってきとるというのは前にも何回も申し上げました。そこで私は、建設課長にも何度か町としての残土処分場がないと、上のほうの川がどんどん改修をされ、また土砂災害等が起きてくるたびに、川にみな流れてきてたまっていくわけですね。そのためには、町としての残土処分場を、やはり確保するというのか、計画をしなければならないのではないですかということを何度かお願いをしたり、提案もしてきましたけれども、その後、浚渫場所について、何か検討が進んでおるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。この浚渫の残土の部分について、議員のほうからは町が一定程度、そういった部分を確保するべきではないかというふうなことをおっしゃっていただいておりますし、町のほうといたしましても、一定程度、この辺の場所でどうかというふうなことは思っておりますけれども、まだ先行きがしていないというふうな状況でございます。

今、川の浚渫の関係でお話が出ましたので、京都府のほうも一定程度、その辺のところの部分については、例えば個人さんで、残土処分の関係をされるところがありますし、そういったところも含めて、今、京都府のほうでも、特に野田川の浚渫の部分については、いろんなところで確保していただいているようでございます。野田川の浚渫というのは、先ほども申し上げましたように、随時行っていてございまして、そのニーズが合う土量の部分において、京都府が確保していただいておりますというのが、今、実態でございます。特に、今、議員おっしゃいましたように、何万リューベというふうな残度をする場合は、そういったところが必要かというふうには思っておりますし、その部分につきましては、今後も検討させていただかなければならないのかというふうには思っております。

いろんな業務をたくさん建設課のほうでは持っておりまして、それをやっていこうと思いますと、やはり地域の合意形成も含めての調整もしなければなりませんので、今後ちょっと時間がかかるかわかりませんが、引き続き調整をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 自由処分ということで、業者の方にやられるということで、いつですか、この間の、いわゆる土砂災害等が起きたときにも、結局、河川が埋まったり、それから道路が埋まったりして、それで地元の業者の方々が、その残土をとりあえず処分するというので、一時預かりにされて、あっちやこっちに残土の盛り土を確保されてやっておられますけれども、いまだにそのまま、いわゆる借れた土地に、そのまま積んでおられる業者が多いん違うかなというふうに思っております。

それはもう、景観的にも大変汚いという言葉が正しいのかどうかわかりませんが、見た目が悪くという状態があるわけですね。やはり町としても一定の場所を確保しながら、それぞれで、この分についてはというような、それぞれの業者がやっていただければ、それはそれで結構やと、請負業者、契約された業者が、これはうちでやりますということになれば、また、設計変更とかもすればいいわけですし、とりあえずは町のほうで、そういう場所は確保する必要があるかなと、京都府でも前から、今の所長とは話しておりませんが、結局、与謝野町のほうで何か捨てる場所があれば、河川の浚渫については、心配されなくてもどんどんやらせていただきますという言葉も何度か出とるわけですね。

やはり町として、建設課長は大変忙しいというのは十分承知しておりますし、大変だなというふうに思っておりますけれども、できるだけそういう残土処分場というのか、一定の場所を確保していただきたいということをお願いしたいわけですが、忙しくてできないのか、それとも場所がないのか、場所はあるのかどうか、その辺のところをお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、残土処分の関係で、そこらに置かしてあるとかいうふうなお話でしたが、業者は業者なりに、きちっと例えば、農業委員会の許可をとったりと、そういうふうな格好で、手続を踏んで、そうやって処分をさせていただいております。そのことにつきましては、全然そういう手続を踏まないというふうなことではなしに、きちっと手続を踏んで処理をさせていただいておるというふうに思っておりますし、そうでなければ、我々も、例えば検査のときに、どこに捨ててあるかというふうなことまで、今、調整もしてますので、そのようなことはないだろうというふうに思っております。

それから、今の残土処分の話が出ましたが、これも議員おっしゃるようにならぬかなにかんわけでございます。それは全ての部分をそうやって、野田川の浚渫の部分についても、京都府のほうはずっと、今の例えば測量をしたりだとか、そういうことで一定程度、随時、野田川の部分の土砂の関係についても調査をしてくれまして、そういうふうな中で、例えば今年度の部分については、この冬に例えば、石田橋の下流側の部分を浚渫をしましょうかだとか、それは今の潮位の関係もございまして、そういうふうな計画、この時期にというふうなこともさせていただいておりますので、今の野田川の部分についても、確かに台風23号以降、山が荒

れてきて、土砂が堆積しやすいというふうな状況にはなつるというふうなことは、河川管理者でございます京都府もよく知っておりますし、そういった中で、この間の今の堂谷橋だとか、そういった部分について、浚渫をしていただいておりますので、また、今、新しいところで業者のほうで、この残土処分の関係で、京都府のほうに申請をしているというふうな状況も聞いておりますので、その辺の部分について、京都府と調整をしながら、今の野田川の浚渫残土の関係については、適宜、また、町のほうからも要望をさせていただきたいというふうに思っております。

京都府も先ほど議員がおっしゃいましたように、浚渫の予算というのは幾らあっても一定程度の予算規模で浚渫をしてくれるわけです。それが、言うたら今の京都府の持っております例えば、二級河川に分だとか、たくさんございますので、なかなか一遍に1万リューベとか2万リューベだとかというふうなことはなかなか難しいというふうにも聞いておりますし、その辺の部分については、さっきも言いましたように随時お世話になつるというふうに思っておりますので、今後も町といたしましては、その辺のところを見計らいながら、要望していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 業者が一定の手續を踏んでやっておるというのは、私も知っておりますし、それから業者の方は、なかなか言いにくい部分があるわけですね。結局、請け負けということで、やっぱりどうしても受けた以上は、自分の責任において、さばかなければならない、処理をしなければならないというあたりがあるということも考慮をしながら、京都府のほうと、今、言われたように、府のほうとしっかりと協議をしていい方向で進めていただきますように、今後、災害が起きてくる確立というのは高くなってきますので、その辺のときにスムーズに処理ができるような方法というのも一つは必要ではないかということで申し上げておるということをご理解いただけたらありがたいなというふうに思います。

次に、52ページのシーサイドパークの関係について質問させていただきます。

ここで工事費が備品購入費に変わっておりますのと、それから、この管理棟の姿図と平面図が配られておりますね。これについて説明をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今の備品購入費の関係の部分につきましては、管理棟の中の備品と、それから、グラウンドゴルフの用品を買う部分につきましては100万円の計上をさせていただいております。これは、管理棟の中にホールというふうな休憩所を設けることとしておまして、そこで休んでいただくときのテーブルだとか、折り畳み椅子を準備をさせていただきたいというふうに思っております。それから、また、ホワイトボード、特に予定表なんか書けるような、そういうホワイトボードも必要なかなというふうに思っておりますのと、あと、ちょっとした放送設備ができるような、何かの大会があったときに使えるような格好で、そういうふうな備品を今回、計上させていただいております。

それから、今、管理棟の話が出ました。ここの部分につきましては、木造でさせていただきたいというふうに思っております、もう既に工事のほうが発注になっております。今、建物の掘り方、いわゆる基礎の部分が終わりまして、これからコンクリート、基礎のコンクリートを流し込んでいくというふうな作業を今後、進めていきたいというふうに思っております。

ここは景観法に伴いまして岩滝海岸線、いわゆる岩滝地域全体が景観法の地域に入っておりますので、一定、色ぐあいにつきましても、その景観法に基づいた色を設定させていただきたいというふうなことでご提案をさせていただいております。今、建物の関係も随時調整をさせていただいております。色見本だとか、当然、材料の関係については、色見本だとか、いわゆる景観に配慮したような色を使ってほしいだとか、そういったことで今、やらせていただいておりますというふうな状況でございます。

それから、管理棟の中には、今、言いましたようなホールのほかに倉庫の部分と、それからトイレの部分と、それから将来、これは指定管理者に移行していった場合の例えば事務室だとかいうふうなものを今回、設けさせていただいております。

これにつきましても、今の設計審査委員会のほうで一定程度調整をさせていただいております、それに基づいて今回、発注をさせていただいておりますというふうな状況でございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 先ほど言いました、結局、工事費が100万円減って、備品購入費が100万円、備品購入費100万円については、今、細かく説明を受けました。工事費が100万円減っておるということは、今言われた管理棟の部分、それから都市計画の造成の部分、両方あるわけですけども、その分が発注をされて、結局100万円については備品購入費に回せる状態になったということなのかどうか、その点、お願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） その点が抜けておりました。申しわけございません。

今回、備品で上げさせてもらっておりますのは、単独費の関係でございますので、今回、発注をさせていただいた中で、例えば今、単独費の部分というのが、さっき言いました倉庫の部分、それから、もう一つは都市機能用地、造成の部分については単独費でございます。その部分が請負減が出てきておりますし、そういった中で、今まだ、もう少し残っておりますけれども、できるだけ単独費でございますので、抑制をさせていただくというふうなことも必要なんかなというふうに思っております、この3月に最終的な清算をさせていただこうというふうに思っております。

ただ、今おっしゃいましたように、100万円は当然、最初から余ると、最初から余るというのですか、差金が出てきておりますので、その部分でやらせていただくというところでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） この細かい、建物、管理棟の絵を見せていただくのは初めてなんですけども、この部分を、先ほど課長が言われたましたように、設計審査委員会ですか、この辺の方々とは十分に打ち合わせをされて、それから先ほど言われた備品購入についても、打ち合わせをされて進んでおるというふうに理解させてもらいたいのかどうか。

それから、両方の工事ですね、完成は大体、いつごろの見通しということになっておるのか、お願いをいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、建物における設計審査委員会とのやりとりがございましたけれども、その部分につきましても、設計審査委員会の中で、建物の規

模だとか、先ほど、そういうふうな、議員が持っておられますような図面を提示させていただいて、そこでご議論をいただいたと、その結果、そういうふうな状況になったということでございます。

それから、今のグラウンドゴルフの関係の部分については、確かに設計審査委員会の中では、いろんなお話がございました。ただ、町といたしまして、グラウンドゴルフを中心にとという格好で整備をしますので、当然、その部分については、そういうふうな、いわゆる用具の部分は準備をしておくべきだろうというふうに思っておりましたので、今回、上げさせていただいております。

それから、すみません、完成のものです。年度末までに完成をさせていただきたいというふうに、今、思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） そこで、年度末までに完成ということで、一応、グラウンドゴルフの方々は、結局、結構期待をされておられる方が多い。そういう中で、いわゆる当初は、狭いけれども3コースとれるだろうというのが、今の話では2コースという話も出ておるんですか、2コースしかとれんだろうというような、そういうようなことで、2コースだとちょっとあれだなというような、あんまりきついあれではないんですけれど、そういう要望があるということなので、その辺が2か3かということと、それから、できるだけグラウンドゴルフを中心にとということでしたけれども、前にも赤松議長も言われたように、多目的ということで、いろんなことに使うということは、結果としては使えない可能性がある。グラウンドゴルフならグラウンドゴルフを、もう最優先にするような格好のほうがいいん違うかというふうなこともありました。私もそのとおりだというふうに思いますけれども、その辺の今後の使用目的、これについてどの程度、審査委員会の中でやられたのか、また、課長、言われたように、審査委員会の中では、こう出ておるけれども、私としてはこういう格好でというようなこともちらっとあったんですけども、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今の都市機能用地の関係の、例えば今、2面だとか3面だとかいうふうな話がございました。それは、大勢の人が使われる、例えば何かの大会が開かれるということになって、大勢の方が使われるということになったら、例えば2面、人のおられる場所があると思うので、それらが邪魔にならなければ、3面はとれるだろうというふうに思っております。そこはやっばり、そういうふうな大会をされる方がどのぐらいの、いわゆる人数が参加されるのかわかりませんし、マックスが3面のかなと、今は思っております。

それから、今後の関係については、今、条例も含めて検討させていただいております。これは設計審査委員会で、そこまでの審査はしてもらってはおりません。今後、今のいわゆるグラウンドゴルフ場という格好で整備をさせていただきますので、それを中心に今後の利用の部分についてやらせていただいたらいいのかなというふうに思っておりますけれども、さっき言いましたように、工事が終わるのが3月末だというふうに思っています。芝を張ります、これは芝は将来、伸びるだろうという、まあいうたら広がるというふうな部分も含めての整備をしますので、最初の部分につきましては、例えば、ちょっとした部分が残ってくると、議員も多分、その辺のところは

ご理解いただけるというふうに思っておりますし、そういうふうなのが広がっていったら全面100%になるということですので、3月末には一定程度、この伸びしろの部分が残ってしまうということになってくるだろうというふうに思っておりますので、その部分がある程度ひつつくような状況になればということをお思っております。

今後は、やはり今の3月の議会に、やはり条例を制定させていただきたいなというふうな思いでございますので、そこでもう少しご議論をお願いしなければならないのかなというふうに思っております。今、もうちょっと詳しいことの部分につきましては、今、原課のほうでまとめさせていただいておりますので、もうしばらくお待ちがいただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） みんな、来年の3月をめどに完成をするということで、あそこが35億円なのか、38億円なのかわかりませんが、シーサイドパークと都市機能用地と、それから今の管理棟を含めると、大きな金額が投資されるわけですね。だから、やはりこれを有効に活用して、やっぱり町の活性化のために利用していただきたいという思いです。

そこで、町長でも副町長でも結構ですけども、私はやはり指定管理の中で管理をしてもらうという格好で、例えばグラウンドゴルフならばちゃんと使用料を取って、また、クラブ等の貸し出しもしたり、それから私は以前に質問したときに言いましたのは、クアハウスと一緒に、グラウンドゴルフをして帰りに湯に入って帰っていただくというようなことで1日券を、やっぱり出しながらやったらどうでしょうというようなことも言わせていただきました。

そして、誘客をどんどん図るんだというようなことも一つの大きな与謝野町の活性化につながるんじゃないかというふうなことも言わせていただきましたが、今、お尋ねいたしたいのは、指定管理という方向について検討をしていただけるかどうか、その辺についての答弁をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。将来的にそうなるのが一番いいというふうに思っております。ただ、今、一定程度は町が関与する期間も必要なのかなというふうに思っております。ただ、今、一定程度は町が関与する期間も必要なのかなというふうに思っております。ただ、今、一定程度は町が関与する期間も必要なのかなというふうに思っております。ただ、今、一定程度は町が関与する期間も必要なのかなというふうに思っております。

ただ、一遍にはできませんので、そこはやはりいろんな仕掛けを打っていかねばならないだろうなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私が指定管理云々と言うておりますのは、いわゆる完成までに、先ほど言いましたように、多くの金額をほうり込んでというのか、投資をして完成するわけですね。完成した後は、できるだけ町からの持ち出し、町からの人件費等を最小限に抑えて、民間活力を利用しながら運営をしていくというのが、やっぱり一番いいのではないかなということで申し上げておるとい意味でありますので、そのことを最後をお願いをしまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第122号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第122号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第123号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、簡易水道の1号補正についてお尋ねいたします。

産建のほうで所管しておりますけれども、あえて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、13ページの基金積立金であります。財政調整基金に積立金をするというところで5,000万円上つとるわけですが、これにちなんで財源の問題をお尋ねしたいと思います。ご存じのように、9月議会で値上げの提案がありまして、それを議会で否決となりました。今後の財政について、課長が今後、どのように考えておられるのか、私も産建として、また否決をした一人として気になっております。どうしてもクリアしなければならない問題だろうと思うんですが、今、私たちの町民の経済が悪いものですから、値上げはできるだけ抑制しなければなりませんけれども、こうして決算状況を見せていただいたり、財政状況を見せていただくと、値上げが、仮に避けられないとしてもですね、その辺の課長としての今後の思いをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 議員のご質問にお答えいたします。ただいまご紹介がありましたように、9月定例会におきまして、簡易水道料金の改定を目的とした条例改正を提案させていただきましたが、結果、残念ながら否決となりました。そのときの町の提案といたしましては、もう一度、ちょっと整理をさせていただく意味で繰り返しをさせていただきます。

平成28年度に上水道統合の義務づけということがございます。それに向けて、簡易水道の公債費、いわゆる借金ですね。それが統合後の経営に大きく影響する。そういったことを理由に簡易水道料金を来年度から基本料金1,900円の体系に改定をさせていただきまして、補足的に上水道につきましては、平成29年度に同額にさせていただくというような内容でございました。議会からいただきました反対理由の主なものといたしましては、二つあったと思います。

一つは、せっかく平成22年度に上水道料金を改定し、町内統一料金となったのに、また簡易水道エリアと上水道エリアとで格差料金となってしまふこと。

それから、二つ目は、値上げ幅が大き過ぎるということだったと思います。これらのご意見を前提にいたしますと、次、料金改定をお願いするということになります場合に、上水道と簡易水道、同時に料金につきましても同額でお世話になるということになるであろうと思いますので、そういう意味では、平成22年度に改定した上水道エリアのことを考えますと、来年度からというような、早期に料金改定をお世話になるというのは、非常に厳しいというふうに思っております。また、料金につきましても、基本料金1,900円体系ということにつきましては、値上げ幅が大きいうことですので、低く抑えざるを得ないというようなことにもなっております。

したがいまして、料金改定時期はおくらせる、料金は安くということになりますので、当然、提案をさせていただいております財政シミュレーションから見ましても、必要な財源が大きく不足してしまうということになるわけでございます。

町といたしましては、町全体の来年度予算の状況や将来の見通しなどを、いま一度見ながら、現在の財政調整基金目標額を7億8,000万円というふうに申し上げておりましたが、その額を超える繰出金の可能性について、今後、模索していくということにしておりますが、そうしましても、料金の抑制に有効な財源確保は非常に厳しいと言わざるを得ない状況であるということでございます。

したがいまして、私ども経営努力は当然のことといたしまして、例えば5年ごとに料金改定を繰り返しながら、行く行く基本料金が2,000円を越すようなことがあるということも想定しなければならぬだろうと思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 多田議員。

12番（多田正成） きょうまでのいきさつから、課長の5案ほどのシミュレーションを聞かせていただいて、議員さん方は、ほぼ内容的には理解をしておられると思うんですが、問題はですね、今の現状から申しますと、課長のシミュレーションどおりだろうなというふうに思うんですが、今、国でもなんですが、機構改革だとか、それから、その組織のあり方だとか、そういった問題、あるいは当然、人件費もなんですが、そういった、いわゆることを改善しながら抑制に努めるというあたりは、どのように考えておられるんでしょうか。

それは、なぜそういうことを言いますかといいますと、先ほども課長が言われましたように、町内格差も当然ですけれども、やはりその値上げ幅が大きいうことで、それは町民に大変な負担になるだろうということで、今後、それを抑制しながら、どう改善して持続可能な経営にしていくかということが問題だろうというふうに私は思っております、その辺の運営といいますか、経費削減、事業削減といった経費の削減を、どのように考えておられるのか、その辺がもう少し町民にわかりやすく訴えていただくと、町民の方も理解しやすいんじゃないかなというふうに、私は思っております、その結果が今の状況でいうと、財政状況がそうだというのは十分わかるんですが、やはりその努力をどうしていくんだということが、もう少しわかれば理解もできるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺は課長、どのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。一部、9月定例会のときに申し上げておりました内

容と重複することもあるかと思いますが、ただいま歳出の抑制についてですね、どのように考えておられるのかということでございますが、まずは、今現在、老朽施設の改良と申しますか、更新なり、そういったことで事業を大幅に投資しているというか、そういった状況でございます。

したがいまして、それに対応する職員の数もそれなりの数ということで、多い状況でございます。ただ、これら28年度の統合までに、そういった事業については一応のめどを立てて終えたいと、終わりにしたいというふうに考えておりますので、その後の、次における大規模改修までについては、人員を減らしていくことも当然のこととして考えなければならぬであろうというふうにも思っております。

それから、現在、行っております整備については、従来から整備計画を立てまして、それをもとに整備を進めているわけでございますけれども、あと28年度までわずかではありますけれども、今回、新年度、25年度の予算策定に向けまして、いま一度、この前そういったことで料金改定につきましても否決をされたということもございまして、計画について、もう一度見直そうということにいたしまして、内容についても、大きくはありませんが、経費については縮減を図っております。

あとにつきましては、できるだけその施設を、今までだったら、ある一定の期間がくれば、次の改良、あるいは更新ということで、計画としては持っておりましたが、それらにつきましては、やはり、まだ使えるのに交換をしてしまうというようなことにしないように、できるだけ寿命を延ばすような形で、投資額を抑えていきたいというようなことも考えております。また、これにつきましては、これからの検討ということになりますけれども、いわゆる業務の民営化ですね、どれだけのことができるかわかりませんが、今現在、それを受けていただくような、有効な受け皿を持っておられるような民間の業者さんがあるかどうかともわかりませんが、それだとして、経費の削減につながるかどうかともわかりません。そのことについても、できるだけ経費がかからないような状況が生まれるような工夫をした上で、一部民間に委託をさせていただくようなことも考えていかなければいけないだろうというふうに思っておりますが、これらについては、まだちょっと研究段階ですので、はっきりしたことが申し上げられません。

ただ、そういったことで、やれることはいろいろ考えながら、経費を、できるだけかからないようにしていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 課長もいろいろご苦勞をされておりますし、いろいろと考えておられるというふうに思いますが、我々は、町民の暮らしが大変厳しいものですから、何とか値上げは仕方ないにしても、抑制する中で、どうして持続可能な運営をしていただくかということを考えております。その中で、今ですね、民間にどれだけ委託できるかなというふうなこともおっしゃいました。確かに、よその会社では、包括事業委託会社というようなものを設立してですね、そうして、そこへある部分は民営化にしてしまう、任せてしまうというようなことをやっておられます。ここから先はどういうんでしょう、政治判断になると思いますし、課長はいろいろと統合に向けて、また、統合後の運営に向けて、いろいろと考えていただいております。それ以上に、やはり厳しい状態が起きると思いますので、ここからは政治判断ですので、町長にお尋ねしたいと思うんですが、やはり今、課長の、いろいろなご意見を聞かせてもらったり、試案を聞かせていただく中で、

やはり上水道と簡易水道が統合する。また、下水道は下水道で大きな仕事としてあるということで、上下水道の一体化というような問題で、効率化を図っていくというような問題も今後、考えられると思うんですが、そういったあたりは町長は、その政治判断として、今後、持続可能な町をつくり上げるために、どのように考えておられるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階の中では、まだ、それについては、ちょっと時期が尚早だというふうに思っております。形がどうなるかは別としましても、やはり、まず目の前の上水道の簡易水道と、それから岩滝の水道と、まず、それを統合することが先であって、課としての業務としては今後、そこまで整備がされてきますと、上水と下水と、下水もだんだん事業的には少なくなってきますから、そうしたときには一定の時期が来るかもわかりませんが、今の段階では少しまだ時期尚早ではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） なかなかすぐにはできないというふうに思うんですが、やはりよほどの覚悟で取り組んでいただかないと、町長としては特別会計で、水道と一般会計と別々ではありますけれども、この町を預かるトップとしては、総合的に全てうまくいかないわけで、足らないから財源を確保するために値上げをするというような問題ではですね、大変町民の暮らしが苦しくなっています。

そういった中で、値上げは避けられないにしても、やはりその辺を十分考えていただいて、今後の政治判断として、考えていく必要があると思いますし、今、時期尚早だと言われたので、今後、考えるということだろうというふうに理解をさせていただきますけれども、そういったあたりをもう一度考えていただくというのか、そういったあたりで、もう少し突っ込んだご答弁をいただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 時期尚早と言った言葉が適切かどうか、今ちょっと迷っているんですけども、まずやはり、企業会計と特別会計であっても、あれとが今、違うわけですね。今後、それが一緒になるということになりますと、今度は企業会計と、下水は一般会計ですから、そうしてきますと、ますますそれを統合してなんてことは難しいというふうに思っています。

やはり一般会計とは独立、その中の特別会計であっても、それと違う企業会計とは、これはもうむしろ離していかなきゃならない、法律的にはそういう形ですので、そうした中で、私自身、そこまで、まだ考えておりませんので、やはりそれらが今後なるのかどうか、そうしたことも含めて、もう少し研究する必要があるかと思えます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今、ご答弁いただきましたし、この辺で水道については終わりたいというふうに思います。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、議案第123号について質問いたします。

9月定例会の議案84号の簡易水道の条例改正で、月平均22.15%の値上げ、この値上げ

幅の大きさと、一物二価などの理由で否決をされたものですが、そのときに説明にありました、値上げの説明にあった、統合を進めている。26年度末の起債残高が67億円と、高額になる予定になっている。上水道、簡易水道とも有収水量は年々減少している。統合後の一般会計からの繰り入れは多く望めない。29年度統合時に上水の料金も増額とする。簡易水道の基金積立を統合までに7億8,000万円とすると。与謝野町の水道事業の持続可能な経営基盤をつくるための値上げであると、このような説明を受けまして、断腸の思いで、私は、そのとき賛成をしたわけでありませうけれども、今、産建の委員長のほうからいろいろと行政のほうに説明がありました中で、聞かせていただいておりますと、課長の、先ほどおっしゃいました中に、一般会計からの繰り出しも模索をしていくというようなことをおっしゃったように思ったんですが、否決を受けて、そういうことができるというのはどうかと、十分、そういうところは考えた上で、議案は出されたのじゃなかろうかというふうに思うわけですが、その点いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。ただいま議員のほうからご指摘がございましたように、9月定例会において、これ以上の繰り出しが望めない中で、あいつた議案を提案させていただいたということでございます。その状況につきましては、今現在も変わってはおりません。

ただ、あのときの状況と変わってまいりましたのは、来年度、値上げを予定して、提案をさせていただきましたが、いろんなご意見をいただく中で、来年の値上げというのは非常に難しい状況になってしまったということでございます。したがって、シミュレーション上だけで申し上げて申しわけないんですが、財源が来年度分から時期、値上げさせていただく提案、可決していただいたら話になりますけど、実施までの間に財源的に穴があいてしまうというか、つじつまが合わなくなってしまうというようなことが起こってまいります。

したがって、一応はですね、その部分を何とかして埋めていくということも考えていかなければならないということでございます。それが可能かどうかはわかりません。ただ、一応、何とかつじつまを合わせようとするので、何らかの方法で財源を確保しなければならないということがございますので、できるできないは別といたしまして、いま一度、何とか財政的な見直しを一般会計のほうにお願いしているということでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） その来年度で、値上げができなかったということで、どのぐらいの金額の穴があるかという予測は、来年度の予算編成されておられるので、各課のことはわからんかもわからんですが、ざっと思っておられるのか、その点いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。9月定例会でお示しをいたしましたシミュレーション上の話で申しわけないんですが、現行料金のまま推移した場合と、それから提案どおり実施ができた場合の料金の差につきましては、1年当たりが7,000万円でございます。したがって、来年度、実施ができないことによって生まれてくる料金の不足分というのは7,000万円ということになりますし、次期料金改定が実施できるまでの間は7,000万円掛ける年数ということになります。

ただ、そのときの金額が1,900円の基本料金体系ということには恐らくできませんので、

無理をお願いせんなんかもわかりませんが、仮に安くしようとしますと、その分についても不足してしまうということになります。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ということは、今の状況のまま、値上げが仮に統合までできなかつたとすると、4年間で、四七、2億8,000万円ですか、これだけの穴があいてくるということで、ほっとくわけにもいかん。最終的には一般会計から、その分を繰り出していかなんというような状況が起きる、そういうことで、先ほど繰り出しも模索しておると、こういうふうに言われたと思うんですが。

そういうことで、非常に町の財政が苦しいという中で、これも非常に大きな一つの財政を苦しめていく問題の一つになると思うんですが、そこで、今回、5,000万円の基金の積み立て、これは前年度の工事の請負残が5,000数百万円あったんで、これを基金の繰り入れとするということのようですが、これは、この金額については、先ほど言われた年間7,000万円、穴があく分に充当せずに基金に積み立てていくと、こういうことだと思うんですが、そこで簡水の基金積立を統合までに7億8,000万円とするということです。この今回の5,000万円の積み立て、あるなしにかかわらず7億8,000万円にするという、初めからそういうふう聞いておったわけですけども、じゃあこの5,000万円は7億8,000万円に、基金、統合時のですよ、プラスになる方向なのかどうかということをお尋ねします。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今回の補正で5,000万円の積立金をお願いしておりますが、これにつきましては、先ほどお話がありました目標額7億8,000万円のうちということになります。したがって、今、先ほどから申し上げております、さらに上乘せ分の模索分ではないと、これは予定しておる金額のうちということでご理解がいただきたいと思いません。

それから、若干ちょっと先ほどの答弁の中で補足をさせていただきますけども、いわゆる7,000万円掛ける年数の穴の話ですが、これについては、その年々に不足するのではなくて、いわゆる提案をさせていただいたときの財政シミュレーションに対して、後年度の公債費返済のための基金、その分が不足していくということになります。わかっただけですかね。

したがって、どうしても一般会計から7億8,000万円プラスアルファの分、穴の分です、アルファの分が都合があつてできない場合については、これはやはり使用料のほうに、もう一度戻させてもらわなければならないということになります。

したがって、またまた高い料金で提案をさせていただくことになるのか、先ほど、最初の多田委員長の答弁でも申し上げましたが複数回の料金改定を繰り返しながら、徐々に上げていって、最終的につじつまを合わせるような形の高額料金まで押し上げていくしかないということになりますので、その辺はご理解がいただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ちょっとよく理解できなかったんで、もう一度お伺いしますが、結局、4年間という長い、多くの金額になりますが、とりあえず、25年度分で7,000万円穴があくと、そのままほっとけれんので一般会計から繰り出しがなければ基金を取り崩して、それに充ててお

くというんじゃないんですか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。9月定例会でお示しをしておりました財政シミュレーションですが、これにつきましては、後年度の公債費の償還のための財政調整基金をどんどんどんどん積んでいくという形で、決して、例えば25年度、26年度が赤字だということではありません。その財政調整基金の額を7億8,000万円にしてという話です。値上げが実際に今、できませんので、25年度だけでしたら7,000万円、この7,000万円については、7億8,000万円の積立基金とは別で、使用料でお世話になろうと思ってた分ですね。この分がなくなるわけですから、その分が赤字になるというんじゃないくて、その分の新たな財政調整基金に7,000万円分を補填する方法を、一般会計の繰出金からお世話になるのか、またまた、さきの料金の額に上乘せをする形でお世話になるのか、そういった方法をとらざるを得ないというふうに申し上げております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いや、僕はちょっとばかなんか、よくわからないんですが、ということは結局は赤字になるという、赤字になるけども、それを。余分なお金を、どこから出してくるの。足らずのお金を。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。何度も申し上げて申しわけないんですが、あくまでも、今お話をさせていただいておりますのは、9月定例会で提案させていただいた資料の中の財政シミュレーションのお話をさせていただいております。

したがいまして、単年度が赤字になって、その赤字分をどうするとか、こうするとかいうお話を今させてもらっているわけじゃなくて、いわゆる将来のためのストック、基金の額を一定シミュレーションに成り立つように積んでおく、それは25年度料金改定を始めましたら、その料金改定で増収になった部分も、それに含まれてくるわけです。ところが、料金改定はやりませんので、その部分は基金に積めないという状況になりますね。それは将来的に不足することになるので、その部分について、新たに一般会計からの繰り出しをお願いするか、もしくは、それができないのであれば、すぐに高い料金設定ということになりますと、前の議会でね、反対の理由としていただいておりますので、それはできないということになりますから、それは後年度に送ってですね、徐々に上げていく中で、その辺のつじつまは合わせなければならないというふうなことになるということです。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いわゆる統合までの7億8,000万円とは別の部分のお金で一応処理をしていくと、こういうことですかね。結果的には、やっぱり足らんもんは足らんで、どこまでいっても、何らかの手を打たんなん、先々打っていかんなんということになると思うんですが、そういうことをお聞きしますと、結局、今回、そういうふうにして、料金の値上げは、今回というのか、9月にできなかったことについては、国のほうに、議会からも手当てをしてくれというふうな要望書も出したりもしましたけども、果たしてそれが、効果があるかないか、あまり定かでもないと思いますし、やはり私が思うのには、確かに無理をお願いするのは大変なことかと思えますけ

ども、簡易水道会計の状況が非常に悪くなる前に、やはり料金の改定の方策をもう一度真剣に見直して、25年度は無理としても、26年度からでもかかれるように、ぜひ精いっぱい努力をしてみたい。また、それを見まして、我々もまた、もう一度判断をしていきたいと、このように思っております。何かありましたら。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。ただいま塩見議員のほうから申し上げていただいた、全くそのとおりでございます。私のほうとしても、9月に上程をさせていただいて、それがいわゆるだめになったからといって、いつまでも、そのまま放置しておけるような状況ではございません。できるだけ早い段階で、できるなら多くの方にご理解をいただいた上での実施というふうにさせていただきたいと思っております。ただ、25年度については、これシステム改修の関係とかいろいろなことがございまして、実施はできないだろうと思っております。やるとすれば26年度以降ということになるわけですが、やはり今度は上水道エリアの皆さんにつきましても、ご理解をいただかんなん、それから消費税の値上げの部分についても、詳細が明らかになる、そういった状況を見せないかんというようなこともございますので、もうしばらく時間をいただく中で、手おくれにならないような中で、次のご提案をさせていただきたいと思っておりますので、その節につきましては、皆様のご理解を、ぜひともお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 私のほうからも、ぜひこれは議員の皆様もですし、町民の皆さんにもお願いがしたいと思っております。

ベッドの中で、この否決をされたんを見ておりまして、ちょっと愕然としてしまったんですけども、これだけ夏が大変暑かった時期にもおかげさまで、どこの地域からも断水をすることもなく、また、今まで赤い水が出るだとか、いろいろクレームがありましたけれども、そうしたことも町内全域、おかげさまで、施設整備をやってきたおかげで、一定の安心して飲んでいただける水の確保ができました。

前回、提案させていただいた中でも、できるだけ低所得者の方、あるいは独居老人の方たちに対する精いっぱいというところまでいかないかもわかりませんが、そうした配慮もした中で、お願いを申し上げたんですけども、このまんまの状況でということになりますと、後年度にやはりそのツケが回ってくるということでございます。

そうした中で、今後、水道課だけではなしに、我々も一緒になって、どういう方法があるか考えてまいりたいと思っておりますけれども、ぜひ、そうした意味で必要最小限のインフラ整備をさせていただいた、そのことについての一定の代金であるというふうには、町民の皆さんも、ぜひご理解がいただきたいというふうに思いますし、議会のほうでも、大変こういった厳しい時期に上げるということは難しいんですけども、後年の将来に向けて、そうしたことが少しでもツケを回すことのないような形で、ぜひご理解がいただきたいというふうに、私のほうからもぜひお願いが申し上げたいと思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。今、町長がおっしゃいましたように、私も合併後からですね、起債の残高なども調べてみたりしております。合併したときには49億円、50億円ぐら

いの起債残高です。それが4年たったときに48億円で余りふえてなかったんですが、それ以降はですね、22年23年と、22年は52億円、23年は59億円で、今年度は、もう60億円を超えていく、確かに整備をどんどんしてきております。整備については、議会も、そのことについて、その整備をやったらいいいという、みんな賛成をしてきたわけで、それについて賛成して整備していく以上は、やはり先ほど町長も言われましたように、そら料金にもはね返ってくるだろうということは当然のことだと思います。

そういう中で、私は断腸の思いで前回、賛成したわけですが、大きな傷にならないうちに、何とかまた、手を考えていただくように、お願いをしまして質問を終わりにします。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、簡易水道会計の補正について、水道課長に質問します。

単に簡易水道の補正というふうに思っていたんですが、簡易水道の本質的な問題についての質疑がされましたので、このまま黙っているわけにはいかないなと思ひまして、質問をさせていただきます。

まず、今回の前年度繰越金については、先ほど工事の請負残で生まれたという答弁がありました。これについては間違いないでしょうか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。私のほうからは、工事の請負残が、その金額になったとは申し上げておりません。あくまでも23年度で、その中には請負残もございますが、そういった精査の中で不用額として最終的に積み上がったお金ということでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） そうでしたら、9月の、先ほどからありました条例改正のときにも指摘しましたが、あの値上げの改正は、簡易水道のみのシミュレーションをされてですね、そして統合後の会計のことを考えた、いわゆる上水のことも含めて考えた内容での値上げ、簡易水道だけの値上げの提案でした。

そういう中で、先ほど二つの大きな理由を言われましたが、それはそのとおりなんです、私は、そのほかにも、簡水だけのシミュレーションで提案されていることについての問題点を指摘しました。

もう一つは、簡水自身が赤字になってないというね、そういう中での提案内容であるという点についても指摘をしました。今回、これがですね、工事の請負残で、本来一般会計に返すべきものを、将来的なことを考えて基金に繰り入れたということであるならば理解できるわけですが、これだけ毎年、黒字になっていくのが、現在の簡易水道の状況というふうに受けとめたらいいということでしょうか。

それとですね、財政計画を見ていまして、必要な交付税の積算基準に基づいた繰り入れを全額やっていくような財政運営にはなっていないとですね、不足額を繰り入れる、だから、全額入っていないという形で、今までからずっと来ていたし、これからも、そういう形だったという、最近は大分その差額は課長、頑張っってふやしていただいて解消はされているわけですが、7億8,000万円の基金以外の点について言えばですね、そういう運営の中でやられている。だか

ら必要な、適切な積算基準に基づいた繰り入れをされたら、さらに黒字はふえるというふうに思っているわけですが、その辺も含めてご答弁をいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） お諮りします。

予定の時間、5時になりましたが、この議案第123号が終わりましてから延会いたしますので、皆さんご理解いただけますか。

それでは続行いたします。

吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。まず、今、補正をお願いしております5,000万円の積み立てについてでございますが、これにつきましては、いわゆる財政のほうと調整する中で、いわゆる積み立てる財源の持ち方といいますか、手法的な問題でございます。

結果として繰越金が5,000万円となったので、これについて、本来でしたら、先ほどご指摘ありましたように、一般会計にお返しして、その後、そこから改めて財政調整基金として繰り出すという形になるかと思いますが、そういったことをせずに、そのまま財調へ補正で積み立てさせていただくという手法をとったものでございまして、流れがちょっと違ってますけども、財源措置の方法としては、当初予定しております措置の中の内金だというふうにご理解がいただきたいというふうに思ってます。

それから、そういう意味で、赤字になってないというふうに言っておられますけれども、基本的には、確かに繰り出し基準というのを満額入れてくる中では赤字ということにはなりません。むしろ今、申し上げておりますような基金に積み立てれるというような状況が生まれてくるわけですが、これはあくまでも単年度の収支の中でプラスになってくるといふだけのことでございまして、28年度の統合までに、今の7億8,000万円という数字につきましては、あと1億円繰り出し基準に余裕というか、繰り出していただいても繰り出し基準としては満額になってませんよということにはなるわけですが、そういうことだけではなくて、やはり一般会計の状況もございまして、その後年度の経営状況の中で、今、積み立てたお金を運用して、経営が成り立つようにしていくという趣旨でもってお願いをしております。

それから、財政シミュレーション、9月定例会のときの中で、上水のことを全くなくて、簡水だけしか、おもてに出てきてなかったというふうにおっしゃっておりますが、結果として、あのシミュレーションは、あくまでも必要経費分のみです。投資的経費については一切上げておりませんでした。したがって、簡易水道、上水道ともに必要経費分だけは、あのシミュレーションに明記して、こと簡易水道につきましては、歳入歳出の一項目ずつを上げた関係で、いかにも簡易水道だけが明記してあるような形になってはおりますが、あとの投資的経費をどういうふうに見ている状況が生まれるか、これについては簡水も上水も一緒くたに見ておりましたので、資料としては、まずかったのかもわかりませんが、そういった意味でございましたので、決して簡易水道だけをあらわしたものではなかったということについては、ご理解がいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） あのとときのシミュレーション、あるいは値上げ計画そのものはですね、当初から予定をしていた7億8,000万円の基金、統合に向けた準備としての7億8,000万円の基

金はですね、一般会計から繰り入れていくということは明確だったというふうに思いますね。その上で料金を値上げした分の毎年の黒字額が、さらに積み上がっていくと、先ほど論議されましたように、さらに積み上がることによってですね、前には統合後に何回か値上げせんなん形の状況が9月に1, 900円に値上げすれば、その後、統合してからもずっと値上げをせずに運営できるだろうと、そのできる基金を積み上げていくと、そういう形でという案だったというふうに思うんですね。

そういう形で提案されたわけですよ。ですから、一般会計が苦しいのは当然わかっているわけですが、一般会計から7億8,000万円の基金を、年度がいつだったかまでは覚えてませんが、今、足りない部分についても一般会計から繰り入れて、基金を積むということは、財政見通し上、確定をされたわけですね。これは企画財政課長になると思いますが、確定されわけですね。今回、その5,000万円というのは、そのときの、何年に入れて7億8,000万円を積むということには計画の中に入っていないはずですね、そういう意味では。事業を運営する前から黒字になる部分が、その7億8,000万円基金を積み上げる計画に入るはずはないと思うんですね。しかし、先ほどは、これは7億8,000万円のうちだというふうに言われました。これはおかしい話だと思うんですね。そういう話、つまり今後も簡易水道は統合までは黒字になれば、なった分は一般会計からの基金繰り出しは減らして、そして、プラスマイナスゼロに近い形で運営するというのを続けていくという運営を今、表明されたと思うんですね。

9月の条例改正では、黒字をふやして基金を積み上げ、7億8,000万円以上に積み上げていくという提案をされたわけですね。これは運営姿勢が変わっているとしか思えないです、聞いてると。今回5,000万円の、幸いにして5,000万円の黒字が出れば7億8,000万円の基金を積む別ですね、毎年の黒字分は積み上げていくほうに使っていくと、それが今までの計画、あるいは条例改正を提案された姿勢だと思うんですね。なぜこれを減らすのか、7億8,000万円の中に入れてしまうのか。どちらでも結構ですが、お聞きしておきたいと思います

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。ある一例で申し上げます。その年度に繰り出し基準の満額を繰り出していただいたとします。その年度で事業を行いまして、最終的に繰り出し基準満額の経費を必要としなかった場合については、今、補正をお願いしているような繰越金として数字が上がってくるようになります。

これを今、野村議員は黒字分というふうにおっしゃっておりますが、この繰り出し基準満額を繰り出せるときには繰り出し、繰り出せない場合は、やむを得ない。ただ、その場合は次のどこかで繰り出し基準以上の額を設けていただくことによって、最終的にはトータルとして7億8,000万円の基金を積み上げようという形にしています。

したがいまして、今ご指摘のような簡易水道の会計をプラスマイナスゼロにしてというような内容が変わってしまっているというふうなご指摘をいただきましたけども、そうではなくて繰り出し基準を一応のめどというか、基準にいたしまして、一旦入れてしまう。簡易水道会計に入ってしまうと、その中で、最終的に不用になった部分については、それを基金に乗せるということで、決して方針を変えたわけでも何でもなくて、いわゆる基金に積み立てる財源の持っていく方

の手法の問題だけだというふうなご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） その手法の基準が、私は違うと思います。これだけの大幅な値上げを提案された。9月にも言ったと思うんですが、それについては、やはり大変な事態、町民の暮らしにとっては大変な事態なんですから、それだけ値上げせざるを得ない状況であれば、本来繰り出し基準を満額、財政状況関係なく満額出して運営をするというのが本来の姿と思うんですね。それが基準だと思うんです。

そうはしたいけども、一般会計の都合で、それができないという状況があるというのはわかっています。しかし、全額出して簡易水道を運営するというのが基準だと思うんですよ。そこが基準だと思うんです。さっき言われたのが基準じゃなくて。この24年度の予算では、これは24年度が満額だったのかどうか覚えてませんが、これだけは一般会計から出せるということで、繰り出されたわけですから、出せるのを繰り出されて会計を努力していただいて、そして、黒字がこれだけ出たわけですから、出せるのを出して黒字が出たんですから、その部分は当然、その部分は基金に繰り入れていくというのは当然だと思います。

そして、来年度についてもですね、24年度では、これだけ出せたと、25年度の中でどれだけ出せるかというときに、今回5,000万円、基金に繰り入れたんだから、25年度は本来出せるお金よりも5,000万円減らすとか、そういう形になることにはならないはずだと思うんです。当然、基準は必要な繰り出し基準を満額25年度も出す努力を一般会計はしていただいて、そして、簡易水道会計は満額出す努力をしていただいた中で、簡易水道会計を運営されるのが、これが基本だと思いますよ。それは基本にしても25年度を見立てるときに満額出せないという事情があることはあると思います。しかし、今回の5,000万円があるから、5,000万円減らせばいいということは、これは基準ではないと思うんです。

再度お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。財政調整基金の7億8,000万円の目標額についてですが、これにつきましては、平成28年度統合までというゴールがございます。その間の各年度の積み立て方については、そのときの一般会計の事情もございますので、幾らというふうな形には示せないというようなことがございます。

ただ、今現在ですね、当面の目標といたしまして、平成24年度、今年度で7億8,000万円に到達するような意気込みでもってといたしますか、そういう形で何とかしていただくような方向ではあるわけです。あるのはあるんですが、今その5,000万円があったから5,000万円減らすとか、そういうことじゃなくて、あくまでも統合までに目標の7億8,000万円を確保しようというのが到達ですので、その間、その手法としては繰越金を5,000万円、あるいは上乘せの繰出金で何千万、1億そういうような形にはなるかもわかりませんが、その今、工夫して繰越金となった5,000万円についても、もともとは繰出金の中の5,000万円ですので、特別会計の中で新たに生んだといいますか、5,000万円ではなくて、繰り出しされた中の分ですので、7億8,000万円に、統合までになればいいという、それまでの手法については、特に問わないというか、そういった考えになっていますので、どうか

ご理解いただきたいというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 理解できない理由は、9月に1,900円に大幅値上げを提案されたわけですが、そういう状態なんだということを提案されたわけですが、その提案された以上は、それ以前の繰り出し基準で運営されていても、そういう事態であれば、それまでの、そういう繰り出し基準ではなくて、先ほど言いましたように繰り出し基準は、交付税の繰り出し基準全額を入れて、そして簡易水道会計を運営すると、ちょっと時間はありませんが、いうことを基本にするというのが本来の基本だろうと、しかし、事情があって全額入れられないということは、もちろんあるにしてもですね、そこでやっぱりそれだけの覚悟をしてですね、それだけの提案をされた以上は、簡易水道会計を運営するということが必要ではないかというふうに私は今も思っています。

水道料金をそれだけ、20数%値上げして、黒字になった部分で7億8,000万円以上の基金積立を提案されましたが、それは水道料金を上げるだけではなくて、使う経費を節約して生み出してもいいわけですよ。

水道料金を上げた分だけで基金を積み上げる必要がなくて、時間が来ましたので、次回にします。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ちゃんとした答弁になるかどうかわかりませんが、一応、合併から統合まで、平成17年、18年からですか、平成28年の統合までの間の繰り出し基準額については、今、目標としております7億8,000万円の財政調整基金に対しましては、あと1億円ほど入れていただく必要があるというふうに申し上げておりました。したがって、その部分については、今後、少なくとも入れていただくような努力をしていただくということもあって、先ほどから7億8,000万円を超える繰り出しの可能性について模索していくというようなことを申し上げております。

それから7億8,000万円というのは、あくまでも財政調整基金として過去からの繰り出ししていただいた金額を積み上げております。仮に、先ほどから値上げをしたら値上げした分も基金に積み上げるというふうに申し上げておりますが、それは7億8,000万円とは別に積み上げるということで、将来の公債費に備えるためということで、その分を値上げという形をお願いしたわけですので、決して繰り出し基準を無視したとか、たまたま浮いたから繰り出し基準を抑え込んだとか、そういった考えにはなっておりませんので、あくまでも出していただける分は、とりあえず出していただいて、どうしようもないところを使用料でもってお願いするという基本は変えておりませんので、そのことについては理解がしていただきたいと思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） 一応、この辺で、この123号につきましては、採決に入りたいと思うんですが、ご異議ございますか。

7 番（伊藤幸男） 動議。

議 長（赤松孝一） 動議どうぞ。

7 番（伊藤幸男） 本日は一旦とめて、あしたの朝まで再議論せんと、もうちょっと鮮明にならんと僕は思うので、もう一回このままで続けてほしいと思っております。

議 長（赤松孝一） ということは、きょうはこの辺でとめて、継続するということですか。

7 番（伊藤幸男） そうです。

議 長（赤松孝一） ただいま伊藤議員の動議に対して賛成の方ございますか。

（賛成多数）

議 長（赤松孝一） 賛成多数でございます。

それでは、ただいまの伊藤議員の動議が成立しまして、本日は、ここで延会をいたしますが、明日、朝9時30分より、引き続きまして議案第123号を審議しますので、よろしくお願いたします。

（延会 午後 5時19分）